

令和4年第4回定例会会議録（第3号）

令和4年12月9日

○出席議員（23名）

1番	榎田貢君	2番	日名子敦子君
3番	美馬恭子君	4番	阿部真一君
5番	手束貴裕君	6番	安部一郎君
7番	小野正明君	8番	森大輔君
9番	三重忠昭君	10番	森山義治君
11番	穴井宏二君	12番	加藤信康君
13番	荒金卓雄君	14番	松川章三君
16番	市原隆生君	17番	黒木愛一郎君
18番	平野文活君	19番	松川峰生君
20番	野口哲男君	21番	堀本博行君
22番	山本一成君	23番	泉武弘君
25番	首藤正君		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	長野恭紘君	副市長	阿南寿和君
副市長	松崎智一君	教育長	寺岡悌二君
総務部長	末田信也君	企画戦略部長	安部政信君
観光・産業部長	松川幸路君	公営事業部長	上田亨君
市民福祉部長 兼福祉事務所長	田辺裕君	いきいき健幸部長	中島靖彦君
建設部長	松屋益治郎君	市長公室長 兼自治連携課長	山内弘美君
防災局長	白石修三君	消防長	浜崎仁孝君
教育部長	柏木正義君	上下水道局長	岩田弘君
上下水道局参事	山内佳久君	財政課長	矢野義知君
政策企画課長	行部さと子君	次長兼観光課長	日置伸夫君
温泉課長	樋田英彦君	生活環境課長	堀英樹君

高齢者福祉課長	入 田 純 子 君	ひと・くらし支援課長	甲 斐 博 幸 君
市民福祉部次長	宇都宮 尚 代 君	いきいき健幸部参事	内 田 剛 君
いきいき健幸部次長	大 野 高 之 君	保険年金課長	石 崎 聡 君
介護保険課長	阿 南 剛 君	スポーツ推進課長	豊 田 正 順 君
都市計画課長	籠 田 真一郎 君	都市整備課長	山 田 栄 治 君
公園緑地課長	橋 本 和 久 君	施設整備課参事	登 根 澄 君
防災危機管理課長	中 村 幸 次 君	学校教育課参事	太 田 悟 君
学校教育課参事	利 光 聡 典 君	消防本部次長 兼 庶務課長	永 路 尚 道 君

○議会事務局出席者

局 長	花 田 伸 一	議事総務課長	中 村 賢一郎
補佐兼総務係長	岩 男 涼 子	係 長	甲 斐 俊 平
主 査	河 野 あ や	主 査	松 尾 麻 里
事 務 員	尾 割 春 晃		

○議事日程表（第3号）

令和4年12月9日（金曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前10時00分開会

○議長（市原隆生君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第3号により行います。

日程第1により、一般質問を行います。

通告の順序により発言を許可いたします。

○6番（安部一郎君） トップバッターを務めます安部一郎です。よろしくお願ひしたいと思ひます。

私、議員として当初一番初めに質問したことは、公園行政であります。それ以来、公園行政については特に思ひ入れがありまして、当時議会が紛糾して中断した記憶もございませう。その中で、どういふ討議があつたかといひますと、パークゴルフ場の意思形成までの不透明なやり方と、それとパークゴルフ場の維持管理の在り方を特にこの議会で提案してまいりまして、それと新しい管理者の下に随分改革が進んできたものと思ひていますが、まだ道半ばでございませう。

その中で、前議会ではブルーラグーンに対する賛否が起きました。その中で、公園行政に対して私のところにたくさんの質問が届くようになりました。市民の皆様の質問をこの議会で披露しながら、今日は公園行政から見る別府市の市政の在り方を検証してみたいと思ひております。

早速、質問に入ります。

公園行政について、明礬地区の公園整備について質問したいと思ひます。

鍋山で公園を整備する計画という話がありました。もともとこの地域は、以前公園整備の予定がないということで都市計画から外れたという記録を見ることができました。それはどういふ理由で公園整備から外れたか、お答えいただきたいと思ひます。

○都市計画課長（籠田真一郎君） お答えいたします。

都市計画で計画された公園につきましては、長期にわたつて整備が行われていないものが多く、社会情勢も大きく変化してきていることなどから、平成19年から平成23年にかけて、当時未整備だつた箇所について評価等を行い、廃止や縮小などの見直しを実施してあります。

その際、鍋山地域で都市計画決定されていた明礬温泉公園は、評価の結果等により平成23年に計画を廃止したものであります。

○6番（安部一郎君） つまり、都市計画審議会において公園には評価されないという評価が出たところに、このブルーラグーンの構想が立ち上がったということです。

しかしながら、この鍋山でのブルーラグーン構想は議案が撤回されたということになりました。この判断はすばらしい判断だと、今思ひております。

これについて、公園整備に限らず、別府市の土地を使つたり、計画を変更するときはやっぱり都市計画審議会や、どこかの会議体でじっくりもんで判断をして、そのやり取りを公開するというのは今後必要かなと思ひますので、一言申し上げたいと思ひます。

その中で、次の質問に参ります。

公園の安全とトイレについて質問いたします。

公園遊具について、古い小さな公園の施設が現在の安全基準に適合していると事前に説明を受けました。しかしながら、新しい公園と昔からある公園の地域格差が遊具において起きているようにあると思ひております。その点はどのように考えていますでしょうか。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

古い遊具につきましても安全基準は満たしていますが、新設する遊具については新しい素材が使用されているなど、さらに安全な印象を受けると思ひます。古い遊具については、劣化などにより全面的な改修が必要になつたときには、現在の新しい素材により安全に施

工及び設置したいと考えております。

- 6番（安部一郎君） 現実的な話をしますと、うちの近くにあげぼの公園というのがあります。ブランコの下にラバーが敷いていません。新しい公園ではラバー敷いています。これはやっぱり地域格差と私は受け取っておりますし、今回、調査をしていただいた中で、今座れないベンチがあります。危険ということで、黄色いテープを貼っておりますね。これも何というのですかね、壊すなら壊す、修理するなら修理する、これもし何かありましたら損害賠償の対象になろうかと思っておりますので、早急な対応をしていただきたいと思います。

それでは、次に参ります。

我々議員は視察に行きます。その中で観光地もよく行きます。前回、意志を持って観光地を見て回ったのですけれども、それは何かといいますと、トイレを注視してまいりました。観光地のトイレは、例外なくきれいで清潔です。

しかしながら、別府市の中心部にある公園は尿がへばりついて臭いがひどくて、トイレもする気がならない状況を見てます。この管理体制について、詳しく教えてください。

- 公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

公園のトイレについては、週3日から7日、維持管理として清掃業務を委託しております。昨年度は臭いがするという指摘のありました公園の3か所のトイレについて、定期清掃とは別に専門業者による消毒清掃業務を行いました。これにより、トイレやタイルがきれいになり、臭いについても解消されています。今年度は、市内の公園1か所について発注してるところでございます。

このように、年数がたち、臭いが気になるトイレにつきましては、専門業者による別発注としての清掃が必要かと思っております。

- 6番（安部一郎君） 課長、市民憲章言えるでしょうか。市民憲章の1番目は、美しいまちをつくりましょう、そしてお客様を温かく迎えます。答弁どおりやっているということなら、こんなことにはなっていないと思います。観光地としては本当に恥ずかしいと思っております。言われてするのでは遅過ぎると思っております。温泉の清掃と一緒に、人がたくさん使うからそうなるのではありません。掃除をしていないからそうなり、私は解釈しています。管理監督責任があることを肝に銘じていただきたいと思います。

それと、よくこの議会でトイレの問題が出ます。2通りあるかと思えます。掃除が行き届いていないトイレと、もう経年劣化で見るからに古ぼけてする気にならないと。だから、経年劣化でもう何十年かたったものは新しいものに替えていく、そういうのも必要ではないかと思っておりますので、併せて申しつけておきたいと思っております。

それでは、新湯治・ウェルネスツーリズム推進事業について質問いたします。

現在の進捗状況について御説明してください。

- 都市計画課長（籠田真一郎君） お答えいたします。

新湯治・ウェルネスツーリズム事業につきましては、調査委託業務を一般競争入札により事業者を決定し、11月25日に契約を行いました。現在、事業者により作業を始めたところでございます。

- 6番（安部一郎君） それでは、ここからゆっくりと聞いていきたいと思っております。候補地については、最終的にどのようにして、どの会議体で誰が決定するのか、また市民理解を得て事業を進めていくためには、説明を十分行って市民の意見を聞きながら進めていってほしいと思っております。どういう流れになるか、説明してください。

- 都市計画課長（籠田真一郎君） お答えいたします。

候補地につきましては、現時点ではまだどのような形かは決まっていますが、内部で十分に協議した上で、市のほうで決定することになると考えております。

また、流れにつきましては、調査等を進めていく上で市民の皆さんへの説明や御意見を伺いながら進めていきたいと考えております。

- 6番（安部一郎君） つまり、どの会議体で決定するかまだ決まっていないということなので、ぜひそれを明らかにして、議会等で公表していただきたいと思います。

その中で、1つお願いがあります。ぜひ、パブリックコメントを実施していただきたいと思います。そして、併せてそれも公開していただきたいと思っております。

次に、泉源についてお伺いします。

泉源について、民間も含めて検討するということを前回の議会で聞きました。それに関して言えば、費用が大きくなるのではないかとという心配と、それとまとまったお湯をくみ上げた場合、周辺に影響が出てくるのが実際に起きています。そういう懸念に対して、どのように対処していくつもりでしょうか。

- 都市計画課長（籠田真一郎君） お答えいたします。

使用する温泉につきましては余剰の温泉、今あるものを活用することを前提として検討していくこととしております。

- 6番（安部一郎君） 余剰の湯ということなのですけれども、今議会ですよね、温泉課が余剰湯の調査に1,500万円の予算をつけていると思います。現時点で確認したところ、まだその連携が取れていないようですので、内容が多岐にわたりますね。環境問題であったり温泉の問題であったり、いろいろあると思いますので、縦割り行政をなくすという意味でも、プロジェクトチームを作って事に当たってはどうかという提案です。

次の質問に行きたいのですけれども、このプロジェクトチームを作ることに對して、何か特別な考えはございませんでしょうか。

- 都市計画課長（籠田真一郎君） お答えいたします。

本事業は多くの部署が関わってくるものでありますので、どういう形で行うかはこれからとなりますけれども、連携を取りながら進めていきたいと考えております。

- 6番（安部一郎君） そうしていただきたいと思います。

次に、事業の内容についてお伺いしたいと思います。

前回の議会でする申し上げましたけれども、事業内容について、民業圧迫にならないかという危惧が市民からたくさん寄せられております。それについてどのようにお考えか、教えてください。

- 都市計画課長（籠田真一郎君） お答えいたします。

新湯治・ウェルネスツーリズムを推進することにより、別府市全体の波及効果が期待できるものと考えております。

- 6番（安部一郎君） 改めて、民業圧迫にはならないということで安心しております。

次ですけれども、上人ヶ浜公園の足湯の公募のことなのですけれども、そもそも論ですけれども、募集要項において、旅館・ホテル等の宿泊施設は駄目と明記しています。

しかしながら、採択された事業の内容を見ますと、コテージと表現がありました。このコテージというのは宿泊施設ではないのでしょうか。

- 公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

質問は、上人ヶ浜公園の整備運営事業の提案内容のことだと認識しておりますが、今言われた、今回提案されている事業で提案されている内容のものは体験型の宿泊施設ということでございます。公募の指針の中では、旅館やホテルなど宿泊だけに特化したものというのではありませんが、体験型施設での提案は受け付けているということで、その内容の提案となっております。

- 6番（安部一郎君） 旅館・ホテルの宿泊業者が、そういうふうには受け取っていないのですよね。事業を見たら分かりますけれども、宿泊施設の中にはコテージもちゃんと入って

いるし、どの事業見てみても。

それと、例の先に作られたグランピングも体験型施設ということで、宿泊施設が入ったのですけれども、何と今年になって、旅館ホテル組合に加盟しているのですね。体験型施設といいながら、宿泊単価も1万円を超えるもの、場合によっては1万5,000円も超すという、これはもう立派な宿泊施設だと誰もが思っています。

今後ここに、ちょっと読み上げますね。これ、旅館の関係者、ホテルの関係者から質問を出したときに、疑問を感じますということで、皆さんがよく知っている人ですけれども、お手紙頂きましたのでちょっと一部読み上げます。

上人ヶ浜の審査ですが、申請者の損益計算計画など公表はしないのか、これがないと何が適正なのかよく分かりません。想定集客人員や想定売上げなど、概要さえ不明です。ぜひ公表してください。

PFIの公園はるる宿泊施設が附帯していますが、実際どれだけの宿泊施設が各公園に作られるのでしょうか。客数、収容人員が知りたいです。現実、2018年から2023年まで2,000室、スクラップが500室として純増1,500室ができます。現況5,000室程度でしたら4割増しですと。供給過剰状態が続きますので、地場企業の圧迫が激化しますと。アフターコロナでも厳しい競争激化が必至ですと。これ以上は客室は不要だと思います。

市は民泊、ゲストハウス等を含めた客室供給状態を把握していないと思われま。その宿泊人数も、入湯税ベースで過少人員になっている可能性もあります。しっかり現実を把握する努力をしていただきたい、という手紙を頂いております。

そろそろ宿泊施設、体験型施設なんかも含めて整理して、じゃあ視点を変えて、要は地元の業者、もう入浴施設も入れればそうなのですけれども、宿泊のみにかかわらず、何が市民にとって問題なのかというのを、ぜひ再協議、庁内でしてもらって、次のステップを踏むとか、新しい契約、例えばこの前も駐車場の問題もございましたけども、新しい事業者との契約する上で、市民にとって負担のないものにしてもらいたいということをお願いして次に行きたいのですけれども、何かございますか。ないですか、はい、分かりました。

次の、ではそれでは質問に行きます。

候補地を決めるのに、まず必要なのは、何をするのかを明確にしなければいけないと思います。実は、そのヒントが先般実施されたONSENアカデミアにありました。様々な提言を聞きました。私もちょっと腰かけで参加しようと思ったら面白くて、結局5時間最後までいて、壇上に上がってくる人たちの話を興味深く聞いて、あ、これだと思いました。

このONSENアカデミアの内容というのは非常に、市長が今度進めようとするウェルネスツーリズムに新湯治のやるべき必要な案件だと思いますので、これをどのように考えていますか、教えていただきたいと思います。

○都市計画課長（籠田真一郎君） お答えいたします。

ONSENアカデミアの内容は、当然新湯治・ウェルネスツーリズムに含まれるものがありますので、それを踏まえて進めていきたいと考えています。

○6番（安部一郎君） ぜひそうしていただきたいし、あれだけの今回の素晴らしいイベントは、やっぱり報告書をちゃんと整理して、議会も含めて市民に配られて、その内容を踏まえてパブリックコメントなどを取るとまた面白いものになるのではないかと考えております。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、別府公園の松枯れについて質問いたします。

9月の議会で質問した問題の松ですが、どうなりましたでしょうか。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

その松に関しましては、かん水や樹勢回復を促進するための肥料散布等を行い、でき得る限りの作業を行ってございまして、経過観察を行ってございまして、結果枯渇しまして、強風

などによる倒木の可能性があるために、先月伐採いたしました。

- 6番（安部一郎君） 議長、資料の配付の許可をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。
- 議長（市原隆生君） はい。
- 6番（安部一郎君） 事務局、資料をお願いいたします。もう配っています。ありがとうございます。

配付した資料、ありますか。机の上に。これですね。配付されている資料の1ページ目を見てください。

これは後期総合計画の中で、緑のまちづくりという項目の中でうたわれていることです。一番初め、読みますね。

良好な緑を守りたいという市民の意識は徐々に高まっているが、日常生活の利便性や経済性が優先され、まちの緑が失われつつあり、とあります。今回、案の定こういう形で松枯れが起きました。前の議会でも申し上げましたけれども、開発がまちの破壊につながるほんの一例だと思います。今、明石城の公園も森林が伐採されて問題になっていますし、そして大阪城でも松林の伐採が新聞で取り沙汰されて問題になっており、明石城においては明石市長が県知事に苦言を申して、今ストップしているような状況でございます。

何が言いたいかというと、今後松林の中に図書館ができます。今、注意を払って重要な木は移設してやろうということなのですが、今回の松枯れの主な原因は、要は葉っぱのある範囲の下をコンクリートで埋めたということです。簡単に言うと、根固めが起きてる状態なので、ぜひ気をつけて施工に当たっていただきたいと思います。

それと併せて、もう上人ヶ浜公園も含めてそうなのですが、もうこれ以上、何ですかね、木を痛めたり自然とけんかをするようなことはやめてほしいという感覚で私はおります。ということで、公園の松枯れについては質問を終わりたいと思います。

それでは、公園の駐車場について質問します。

別府公園東駐車場と鉄輪地獄地帯公園、エリアの料金体系がまちまちです。見直すべきではないかと思いますが、いかが考えていますか。

- 公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

現在、市内には駐車場がある公園というのが4つございます。そのうち南立石公園と上人ヶ浜公園の駐車場は無料となっています。別府公園東駐車場は1時間無料で、その後1時間ごとに100円加算され、上限が500円となっていますが、鉄輪地獄地帯公園は当初の1時間が無料となっていません。鉄輪地獄地帯公園は、パークPFI事業により整備された駐車場で、駐車料金収入を指定管理業務にかかる管理運営費用とすることとなっているため、料金の見直しは難しい状況でございます。

- 6番（安部一郎君） 契約の見直しは難しいということですが、前回の議会で申しましたけれども、安易な民営化は、そのツケはどこに行くのかという本の中身を言ったかと思えます。このパークPFIはイギリスから始まりました。そして、今イギリスはやめてヨーロッパ諸国はもうほとんど、こういう形態の事業方式やめました。それはなぜかって、もう簡単な理由で、民営化のツケが市民に回っていたということが実証されたからなのです。これがもう典型的な例です。本来無料である公園の駐車場が、民間手法を取り入れたばかりに有料にせざるを得ない、見直しもできないということなので、議長、この契約はどうなっているかというのを見たいので、資料請求したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。よろしいでしょうか。

- 議長（市原隆生君） 提出してください。

- 6番（安部一郎君） それでは、次の質問に参ります。

鉄輪地獄地帯公園の樹林地、芝生広場の今後の計画はどうなっているのか。議会のほう

には令和4年から供用開始と説明をしていますが、供用開始になっていません。

それと併せて、前回この議会でキャンプ地として使えば有効利用できるのではないかと
いう提案をさせてもらいましたが、その見解についてお伺いしたいと思います。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

樹林地につきましては、まだ未供用区域となり、整備することが可能なエリアであると
位置づけています。現状はまだ手をつけていない状況で、自然な状況でございますので、
公園利用者が利用できる状況ではなく、未整備区域となっております。なるべく自然の樹
木を生かした施設を考えたいと思っていますので、どのように活用するのが最適であるの
かは今後検討していきたいと考えています。

芝生広場については、広大な芝生は完成してしまして、先月パークPFI事業者がテン
トを張ってジャズを聞くという音楽イベントを行っています。

このように、今後も芝生エリアについては幅広い有効活用が望まれますので、キャンプ
専用の用地としては今のところは考えておりません。

○6番（安部一郎君） せっかく今そこにいる民間事業者が、先週イベントしましたね、キャン
プを張って。有効利用がそこにヒントがあると思いますので、そこをぜひ肝に入れてやっ
てほしいということと、今言った供用開始ができていない理由にはなっていないと思いま
す。議会には供用開始という約束しています。何が問題なのかというのがいま一步分か
りません。歩けないこともないし、歩けますし、今後まだ整備が必要と考えているのですか。
それか、何かをやると思って整備が必要と思っているのですか、どちらでしょうか。

○公園緑地課長（橋本和久君） 繰り返しの答弁となりますけれども、まだその樹林地に関
しては今後整備可能な場所ということで、どのように活用するのが最適であるかというの
は今後検討したいということでございます。

○6番（安部一郎君） 分かりました。何かをしようとしてるということですね。それも急
いで明らかにして、また、そうですね、そういう中身も市民に聞いてみてはどうでしょ
うかね。もっと面白いアイデアが出る、市民のほうから出るかもしれませんし、それも併
せてお願いしておきたいと思います。

それでは、松林の駐車場について、約300台今止められるような形になっています。図
書館新設で利用できなくなることによって心配しております。何を心配しているかとい
うと、先々月ですか、農林水産祭が行われまして、我々も行きましたけど、出るのに1時間
半かかりました。あれだけの大きなイベントになると、それもいたし方ないということ
があるのでしょうかけれども、駐車場の運用の仕方であったり、それによって対応はできる
のではないかと考えております。

それと、我々が昔大きなイベントをやるときは、山の手中学校の空き地を借りたり、ラ
クテッチの下を借りたり、様々なことをやりながらイベントに対応してきました。そうい
う意味でいきますと、自衛隊の跡地の病院がそのまま残っているので、そういうところや
山の手中学校の跡地利用なんかも含めて、そういうのも視野に入れてこういうイベントと
か大きなものに対応してかないと、もう大きなイベントが来なくなるような気がして相
なりません。

それで、今後のことですがけれども、この300台の駐車場がなくなることについて、何か
公園緑地課は代替案か何か持っていますでしょうか。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

現在の図書館の建設予定地については、文化ゾーンということで駐車場という位置づけ
ではございませんが、現状は約300台の車を駐車することが可能です。図書館の建設によ
って、今の約6割ぐらいの駐車場の台数となりますが、現在それを賄う新しい駐車場の整備
というのは考えておりません。

○6番(安部一郎君) ぜひ、観光地としてイベントは非常に重要なものを占めますので、とにかく駐車場問題というのは一丁目一番地でありますので、ぜひそういうのも併せて今後どこかで協議していただきたいと思います。

それでは、パークPFI事業において、収益事業者が駐車場を利用しています。その使用料はどういうふうになってるか教えてください。

○公園緑地課長(橋本和久君) お答えいたします。

パークPFI事業において、収益施設の事業者は公園利用者ではなく公園施設の管理者となりますので、現在駐車料金というのは発生しておりません。

○6番(安部一郎君) 例えば、上人ヶ浜公園の今回事業の公募が終わりました。駐車場が100台以上整備するのが条件となっていました。それについていろいろ事前にお伺いしたところ、施設利用者、要はそこで泊まったりバーベキューしたりする施設利用者で、宿泊者は無料で自由に使えるということですね。併せて、そこに勤めている従業員も、何台止めても問題ないということですね。

これですね、前回も言いましたけれども、考えられないと思います。例えば近くにホテルございますけれども、そのホテルなんかは社員さんだけでも相当な人数がいて、車だけでも50台別なところに止めて、今の事業を組んでおります。今回、どれだけの規模感のものが来るか分かりませんが、たくさんの従業員がいますけれども、市民が自由に使える駐車場の中に、その従業員とかが止められる、そして今言った、そこで関係する人たちが止めた後の残りを一般市民がやっと使える、これはどうも納得がいきませんけれども、それについて何か考えございませんか。

○公園緑地課長(橋本和久君) 繰り返しの答弁となりますが、この事業者については公園利用者ではなく公園管理者という立場になりますので、公園の駐車料金は発生しないという考えでございます。

○6番(安部一郎君) 議会のルールで、同じ質問しても同じ答弁ということなので、これ以上は質問いたしませんけれども、市民感情や普通の我々の、何ていうのかね、商法上のルールで行っても、営業するときは駐車場を確保して、お客様の駐車場の確保をし、従業員の駐車場を確保し、その分の借入れを銀行からして支払いながら営業していくというのは至極当たり前のことなわけです。もしできれば、春木川公園は大店舗法の関係で、100台の駐車場を必要とされましたよね。その分は今、事業者のほうに請求をしたということなので、例えば事業者が必要とする駐車場については、それはもう家賃ではなくて使用料ということですね。請求するのは何らおかしいことだと思いませんので、改めてお願いしときたいと思います。

それに併せて、今別府公園に喫茶店ができています。とても評判のいいところです。それは理解しています。ただし、これもそうなのですよ。隣の隣接している駐車場が、その当該事業者が家賃を僕は払ってるものと思っておりました。聞いたところによると、今言った管理者であるということなので、その従業員も無料で止めて、ひどいことに、明らかにその事業者の利用しかしてないお客様方ですわね、そこがいます。何ていうのかな、明らかにその事業者のお客様の駐車場として使われているのだけれども、その事業者は賃貸料を払っていないというのもしも聞きました。

これも契約の見直しというのが当然あるわけでしょうから、北九州なんかは売上げの1%を払うとか、そんなルールも決めて事業者と更新したりやりながらやっていると思いますので、ぜひそれも市民感情から照らし合わせて、納得のいく契約にしていきたいと思えます。

そして、これも併せて議長、どういう契約をしているかというのをちょっと見たいので、資料請求したいと思えますのでよろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（市原隆生君） はい。

○6番（安部一郎君） それでは、春木川公園、上人ヶ浜公園の事業者選定について質問いたします。

春木川公園の進捗状況はどうなっているのか。この質問に関しては、うちの近くに大店舗法適用のドン・キホーテさんができました。これは大店舗法の関係で、県のほうで縦覧できて、我々地域住民は意見書含めて事業者にはいろんな質問やお願いができるような形になっています。春木川公園は本来ならば8月の段階でそれが出ているといけないうちに、県に問い合わせたところ、まだ出ているということなのですね。何があったのでしょうか。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

春木川公園の事業につきましては、現在東側のエリアについては事業着手してまして、来年の2月には先行して供用開始する予定となっております。全体の供用開始につきましては、材料高騰などにより事業所内部の再協議等あり、完成時期が数か月遅れる予定となっております。

○6番（安部一郎君） 遅れたことは問題ないと理解しております。問題ないというか、もうしょうがないことですからね。

ただ、今回このやり取りする中で一番気になったのは、協定中に完成日時を織り込んでいないということと、普通工期遅れとか、今回の工期は、遅れは関係ありませんけれども、工期遅れに関する要項とか条文とか、そういうのがないように感じております。前回、グランピングのときに工期の完成日数を書いていなくて、問題になったと聞いています。次回からはちゃんとするような話も聞いていたのですけれども、なぜ今回も工期に関するこの記述があまりにも少ないのでしょうか。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

協定書の中には工事期間の変更という項目がございまして、不可抗力等による工期の変更に関しては申請を行って協議を行い、工期の変更は可能であるというふうに書いております。

○6番（安部一郎君） 完成日時は織り込まなかったのはどういうことでしょうか。

○公園緑地課長（橋本和久君） 完成日時というのは、最初に工期に関する申請がなされまして、それに関して不可抗力があり変更するという場合はまた再度協議することができるということでございます。

○6番（安部一郎君） これも含めて契約書を見たいので、資料請求したいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

次に参ります。

今回、そういう形で資材の調達に難しいということで遅れたということですが、計画内容はどのようになっているか教えてください。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

計画の内容については当初の提案内容どおりで、変更はございません。

○6番（安部一郎君） 当然のことですけれども、これもさっきの話と連動するのですけれども、契約不履行による罰則規定がないように思われますけれども、これはどのようになっていますか。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

協定の中では、許可条件に違反した場合は許可の取消しということになっております。

○6番（安部一郎君） これができただけで判断した場合はどうなりますか。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

許可条件に違反しないように、公園緑地課としましては設計の承諾であったり完成検査

により、内容が不履行にならないように努めたいと考えております。

- 6番（安部一郎君） どの事案かは伏せますが、過去においてプロポーザルが行われて、提案書の5分の1もできていない事業もありますし、浜田市政のときも大きな大型商業施設を作った際に、協定して、協定どおりのものができていなくて、その後大問題になりました。

やり方は至って簡単です。橋本さんは建設部出身なので、建設部はそういうルールがあってモニタリングをしますよね。そのモニタリングをする中で、いろんなことが発覚していくと思いますので、ぜひともそういうことがないようにしていただいて、提案したどおりのものを作ってくださいと思います。一番いいのは、その提案書をこの議会なり市民に明らかにすることが、皆さんのチェックができることだと思いますので、それも今後の課題にしていきたいと思います。

それでは上人ヶ浜公園の事業について、具体的にどういうものができるのか、説明してください。

- 公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

提案内容としましては、公募対象施設として提案の条件となっていました、浴槽が2倍の広さとなる砂湯を初め、温浴施設や25メートルプール、カフェレストラン、ショップテナント、コンテナ構造の宿泊コテージを20棟設置します。また、日帰りアウトドア体験エリア、バーベキューエリアも配置するようにしています。

特定公園施設としまして、イベント広場、観客席のついたフットサルコート1面新設し、現在30台しかない駐車場に、新たに無料の駐車場として100台以上のスペースを整備することとなっています。

年間の利用者見込みは約36万人となっております。

- 6番（安部一郎君） さっきの旅館の、ホテルの方の手紙を読みましたが、より具体的に対応してください。何が言いたいのかといいますと、大型商業施設できるときには様々な影響が商売に、地域社会に影響が出てきます。より具体的に言わないと、その対応と対策が取れません。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

今回の審査について地域活性化、要は地域の貢献、それとアイデア、面白さ、それと主要単価、これが大きな基準で審査されたと思いますけれども、総合点しか判断できませんけれども、地域の活性化やアイデアそのものがすばらしいもの、そして、ましてやそこには湯治と書かれた文字も見受けました。その中で、借り受ける面積が広いからということだけでここが採択されたように私は見えています。

だから僕は何が言いたいかって、この審査基準がもっと1回見直して、地域にとっていいものとか、それとか、アイデアの面白さ、そこをもっと重点に置くような採点基準にしたほうが、誰が見てもいいのではないかと思います。それについてどのようにお考えですか。

- 公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

採点基準につきましては、公募等設置指針の作成時に選定委員会で諮って決めているものでございます。今回の採点につきましても、結果としては全体の得点の高い事業者が選定されております。

- 6番（安部一郎君） 今回、委員会の中身を傍聴していましたが、何でここが採択されたのかといたら、主な理由で、使う面積が広がったから、その分別府市がもらう金額が増えたということと、あと何か資金繰りがうまくいってるみたいなことを言っていましたので、こういう話で行くと、まず前段の話で行くと、あれですよ、松林の中にたくさんのコテージができて、私から言えば自然景観が損なわれるのかなと思っています。泊まる人にとっては心地よい空間だと思いますけれども、何ですかね、さっきも冒頭にも述

べましたけど、経済性重視するといろんなものが失われていくという、これもその一つではないかと思っていますし、それと後段話した、そこはもう長くなりますのでやめましょう。

それで問題と私が思っているこの宿泊コテージ、実は宿泊コテージっていうの、この表現は事業者がホームページでもう既にうたっています、宿泊施設であるということですね。この宿泊コテージの価格帯はどのように考えていますでしょうか。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

価格帯につきましては、まだ基本協定等を事業者と結んでおりませんので、こちらからまだ発表することはできません。

○6番（安部一郎君） あのですね、最悪やったとしても、別府の事業者と合わない価格帯なんかあると思うのですよね。競争できないってことをやる分には全然問題ないと思うのですけれども、ぜひそれも明らかにしていただいたら、同業者というのですかね、ここに入る施設の人たちから情報を入れ、外に出るほど商売人は対応と対策ができますので、なるべく早く公表していただきたいと思います。

ということで、何か部長、ございますか。

○建設部長（松屋益治郎君） 今の公園行政につきまして、いろいろ意見は出ておりますが、私ども行政としてある程度基本的には正しい施策として行っておりますので、また今後とも御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○6番（安部一郎君） どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、観光行政について質問します。

駅前ロータリー、駅裏のロータリーについて質問いたします。

駅裏にタクシーが止まっているロータリーがございます。私は駅周辺に住む者として、駅周辺の交通渋滞が非常に問題となってまして、そこに入って行く道が非常に危険ということで、道路整備課にちょっと修理とかもろもろ、鏡ついたりいろいろ今してもらっている状況です。

その中で、今タクシーの、時代の流れなのでしょうけれども、タクシー会社の車が、何台止まるか分かりませんが、ほとんど止まっていない状況でございます。ならば、もっと市民に開放したりしてほしいというのが一つと、それと、僕たち視察行くといいましたけど、観光地に降り立つと、必ず駅に降り立つと、そこにはお迎えのバス、バスが来たり、それとか定期観光バスが止まっていたり、これ至極当たり前のようにありますけど、別府は観光バスが止まることができません。ホテルの送迎のバスも止まることができなくて、例えば駅裏で言ったら天理教の前にあるホテルなんかは、止めてお客様の送迎しているとか、そんなことが現実起きています。ロータリーの形状が問題ではないかとも思っています。

それで、今回所管である建設部が答弁してくれるのでしょうかけれども、そこもちょっといじるだけで過度なお金かけなくても対応はできるのではないかと思います。

それと、別の会派からあそこに、立体駐車場作って対応したらいいのではないかという提案も出ているようでございますので、そろそろ本腰を入れてまず調査をしてもらいたいと思います。先般、駅前ロータリーについては、JRの社長と野口議員と一緒に会うことがありまして、JRの社長に申したところ、JRのほうでも、タクシー協会やバス協会との契約はどうなっているか、それも一回調査して、現状見ながら次に生かしてくれという話もしていますので、JRとすぐ協議に入って対策を取ってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○建設部長（松屋益治郎君） お答えいたします。

現状の駅前広場の利用実態は、コロナ禍の影響により一時的な状況である可能性もござ

います。

また、入国制限の解除や人流の活性化により、今後の駅前広場の交通機関利用実態も見通せません。そのため、経済活動の変化に応じた利用状況を把握しながら、駅前広場の管理運営に関する協定では、JR九州が営業車に対する乗入れ承認を行うため、JRの意見を聞いてみたいと思います。

○6番（安部一郎君） もう1か月以上前から、このことはずっとお話しさせていただいて、現況無理だと思いますけれども、現況の感想はどうでしょう。

○建設部長（松屋益治郎君） 丸1日確認したわけではございませんが、朝夕のラッシュ時の状況等は確認しております。

○6番（安部一郎君） 状況はどうでしたか。

○建設部長（松屋益治郎君） お答えいたします。

JRの乗降者の送迎で、時間的にわずか、その時間に対して混む時間帯が多少あったような感じが見受けられました。

○6番（安部一郎君） 事故のないようなことと、それと一番は、願いは観光地でございます。やっぱり観光地に、到着いたときに、ホテルのお出迎えの車やバスが止められないということと、それと観光バスが止められない、これはもうぜひとも先に解決をしていたきたいと思います。その中で、交通渋滞も解決されるのではないのかなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、観光行政の広告媒体について質問いたします。

これもONSENアカデミアで発見したことなのですからけれども、それ以前に実はこの映画については、ごめんなさい、この映画ってごめんなさい、質問が、短編映画祭というのが今別府で2本撮られました。その短編映画祭が非常に面白くて、別府をテーマにした、これが今日本中、世界中に発信しています。そして、今回ONSENアカデミアで佐藤監督がまた新しく撮るということなので、広告宣伝は多々あると思うのですけれども、映画を通して別府の文化やまちを発信する、これも非常に面白いやり方だと思いますし、市長も対談の中でそういう話もしていましたので、例えば宇佐市なんか確かに2,000万円つけて大きな映画を来年4月にクランクインしてやろうとしております。それ以前に、もう別府はそういう能力を持った人を使って事前に撮ってますね。またさらに撮った、それはもう既にもう収録も終わっているということなのでございます。

広告媒体といいましたら、新聞、テレビ、インターネット、いろいろありますけれども、こういう切り口でやっても面白いと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○次長兼観光課長（日置伸夫君） お答えいたします。

映画、テレビ番組、コマーシャル等の映像制作に関する支援につきましては、制作会社や放送局等からの直接の依頼や、県内の市町村や関係団体で設立された大分県ロケツーリズム推進協議会からの紹介等がございますが、個別に撮影内容や条件、日程等を判断し、対応いたしております。

○6番（安部一郎君） 配付した2枚目を見てください。1ページの裏にありますね。

大体800万円から1,600万円かかりまして、そして撮影が約10日で大体終わるそうです。そして、これは大怪獣ブゴンという、伽藍岳から怪獣が現れて海に消えていくというやつと、それと悪党と物書きと、またこれまた商店街が中心となった面白いロケーションでありました。そういうので大体10日かかると。そして、撮影スタッフ含めて全員、当然お金払って泊まって食事すると。それだけではなくて問題はここから下ですね、日本中で上映が続きます。そして今回、佐藤監督は今英語で字幕を起こしているということなので、世界に向けて配信するということが、非常に面白いです。別府で撮影するときには必ず地元温泉を入れることというのが何かテーマになっているようですので、それも併せて面

白いと思いますので、皆さんで応援していただきたいと思います。

ということで、次の質問に参ります。

観光ウェブサイトのリニューアル作業のタイムスケジュールについて教えてください。

○次長兼観光課長（日置伸夫君） お答えいたします。

新しい観光情報ウェブサイトのリニューアルにつきましては、観光関連団体や学生などで構成される別府市公式観光情報ウェブサイト編集部の体制を整え、定期的に集まり、サイト構成、コンテンツ、掲載記事などについて協議しながら進めております。令和5年2月の運営開始を目指し、今後も継続して御意見を伺いながら総合観光ポータルサイトとして利用者が求める情報へのたどり着きやすさやデザイン性を重視した視覚的な見やすさ、分かりやすさや機能性・利便性の向上、セキュリティレベルの高い安全で安定した運営により、ブランドイメージ向上効果の高く、活用されるウェブサイトを目指し、構築を行ってまいります。

なお、現在新しい観光情報ウェブサイトに掲載を希望する店舗の募集を行っており、より多くの申込みをお待ちしているところでございます。

○6番（安部一郎君） 予定どおり進めてください。時期的にちょっと遅れているかなという気がしていますので、もうコロナが開けます。すぐ対応と対策取ってください。

2問用意していました、パンフレットも同じことです。先日空港行ってきましたけれども、各市町村のパンフレットがありますけれども、お世辞も言えないぐらい別府のパンフレットが非常にお粗末なので、ぜひああいうところ行って、自分の地域のパンフレットはどうであるかも観光課自らが検証していただきたいと思います。

それと、広告媒体について映画のことで話しましたが、やっぱりインターネットによる広告媒体なんかも今後注意してやっていかないと、今の広告見ると、ほとんどが紙媒体なので、その辺も今後課題にしていきたいと思います。

それでは、その中でここだけは。これも、携帯電話についても同じですね。今はもう携帯電話で観光案内行ったり、携帯電話を使っているんなものを探したりということですので、このホームページイコール携帯電話ですね、これがどのように連動するか、というのも見ものでございますのでよろしくお願ひしたいと思います。

すみません、飛ばしましてまちづくりについて質問させていただきたいと思います。まちづくりについて質問します。

まちづくりは、根本は人であると、人はどのように作っていくのかと、先般この議会で言いましたけれども、高山市は、まちづくり団体が100団体ありましたが、現在調べたところ、資料配付を見ていただきたいのですけれども、150団体に何と増えています。その辺、どのようにお考えでしょうか。

○市長公室長兼自治連携課長（山内弘美君） お答えいたします。

まちづくりは人づくりでもあり、まちづくりにおいて人材育成というのが最も重要な課題であると考えております。現在、別府市では地域で主体的にまちづくりに取り組んでいる7つのひとまもり・まちまもり協議会による活動が進んでおります。今年度は全協議会が人材育成を重点事業として、地域の実情に応じた地域人材の発掘や育成に取り組んでいるところです。

市といたしましては、このような地域活動を支援し、自治機能を高めながら、市民や地域の主体的な活動を活性化することにより、それぞれの特性を生かした人材の育成につなげてまいりたいと考えております。

○6番（安部一郎君） ぜひ、お願ひしたいと思います。

今日も常時出ましたけど、業者に委託する事業が別府は多々ありますけど、ここを市民に委ねると問題解決も早くなるし、経費も安くなるというのが多々ございますので、協働

のまちづくり推進のためにも人づくりを進めていただきたいと思います。

意見聴取については、もうる事前に説明を受けたとおりやっているということなので、ぜひともこの市民の意見を、今言ったまちづくりなんかに充てていただきたいと思います。

市民大同窓会については、事前に説明を受けました。受けましたけれども、ここに問題になっているのは私は次のように思っています。これも、業者に委託して事業が始まったと聞いています。それも2,000万円以上だったと思っています。だけど、実際やる人間は現場の通り会であったり、現場のまちづくりの人間がやると思います。これも市民に委ねてやれば、来年はもっといいものになるかと思しますので、今回その橋渡しを僕はさせていただきましたけれども、それ本当痛感いたしました。業者よりも民に、専門性が要るものは別ですよ、こういうにぎわいとかそういうのはやっぱり地域、そこに住む者がやっぱり参加して幾らかと思しますので、そのようにしていただきたいと思います。

それではまちづくりについて、今回マラソンの話をちょっとしていきたいと思えます。

このマラソンとは、湯けむりマラソンのこととございます。先般、市長にはこの報告書をお渡しさせていただきました。そして、担当課にもお渡しさせていただきました。私はこのイベントに関わっていますもので、非常に思い入れがございます。どういうことかといいますと、今日の資料配付にありますけれども、高山市は約2,000人呼んで、その経済効果が約1億円を超すとされております。その、この資料配付の中に書いていますけれども、その中に、今回この湯けむりマラソンを通して九州共立大学の学生とコラボしまして、るるアンケートを取りました。交通機関は何で来ましたかとか、ここ書いています、幾ら使いましたかとか、何に使いましたか。それなりにやっぱり数字が出ているのですね。これは参加者126人のサンプリングですけども、大体合っていると思えますし、プラスこの湯けむりマラソンは見学者がいるのですよね、家族同伴で来るという。だからこれね、スポーツですけども、本当スポーツ観光の典型であると思えます。

その成功のヒントはどこかといいますと、さっき言いました業者から民へ、要は協働のまちづくりができた事例だと思えます。市長さんとの約束で、時限的に今予算を頂いて運営することができました。今後はそれはないとしても、整備費用とかかかるものがありますので、そういうのも今後検討していただいて、こういうタイプのイベントやこういうタイプのまちづくりがどンドン別府の中に出ていくことが必要かと思えますので、それについてスポーツ推進課、何か意見がありましたら。

○スポーツ推進課長（豊田正順君） お答えいたします。

大会当日は晴天に恵まれ、県内外からの皆様の御参加により4年ぶりに開催され、事故もなく終了できましたことは、関係者の皆様の御尽力によるものと感謝をいたしております。

別府市といたしましては、今のままで継続していただきたいと思いますというふうに考えております。

○6番（安部一郎君） ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

最後になろうかと思えますけれども、まちづくりについて、市有区営温泉について質問したいと思います。

ONSENアカデミアでも、この別府のまちづくりの中で中心になるのは、もしかしたら町内にあるあの古ぼけたあの温泉がとて魅力であるというのが、ONSENアカデミアでも言っておりました。でも、この市有区営温泉が、うちの通り会でもここ数年で3つなくなりました。もうそんな状態にあります。そして、これで今日は北的ヶ浜温泉の決算書をここに付けています。これは許可をもらったのですけれども、今、1人世帯1,600円頂いております。ですので、1日で行くと大体1回当たり50円ぐらい、五、六十円ですね、それで実はこの黒字の運営ができています。かかる経費は人件費を入

れても約 160 万円ぐらいです。これ、市営温泉って比較するべきものではありませんけれども、近くの共同温泉はやっぱりこういう形で、これは自治体が主になっています。あるところは温泉道の人たちが運営管理しています。やり方次第と思うのですね。こういうところで維持するためには、やっぱり今の条例では不備があるかと思います。その条例を変えていただきながら、補助金を作りながら、ぜひ守っていただきたい。別府の財産と認めていますので、温泉課長、最後に、それをどう思うように考えていますか。

○温泉課長（樋田英彦君） お答えします。

今、議員おっしゃられるようなことも含めて、現在温泉マネジメント計画の策定に向けて準備をしており、その中でも付随した必要に応じた措置を含め、協議をしていこうと考えております。

○6 番（安部一郎君） ありがとうございます。よいお年を。

（議長交代、副議長小野正明君、議長席に着く）

○21 番（堀本博行君） それでは、通告に従って質問を進めてまいりたいと思います。前向きな答弁かた、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、生活保護行政から入りたいと思います。

10 月に、東京のほうで議員研修ということで、政務活動費を使って勉強に行っていました。生活保護の実務と課題というふうなことから、弁護士の先生の講義を 4 時間ほど聞いてまいりました。大体生活保護の、私も行政そのものは得意分野の一つでというふうに自負をしておりましたが、かなり、いわゆる項目で思い違いといたしますか、そういったものがございましたので、今日は確認の意味でいろいろ確認と、この観点からちょっと触れたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

特に公的扶助の歴史ということで、日本で最初の制度は大宝律令、701 年の戸令 32 条という、何のことか全然分かりませんが、その中に、いわゆる憲法みたいなものなのでしょう、大宝律令の中に、配偶者に先立たれた者、15 歳以上で父のない、父親ですね、父親のいない子、60 歳以上で子のない者、財貨、お金ですよ、財貨のない者、65 歳以上の者、または障害のある者で自活できない者は、親近者、いわゆる扶養義務者ということなのです、に引き取らせ扶養させよと。扶養する親近者がいない場合には、郷里、郷里というのは町村という、まちということなのですが、保護すべしという、これが扶養の始まりというふうに言われております。

そういった中で、長い歴史の変遷の中で今日に至っているわけではありますが、その中でいろいろ講義を受ける中で、よくこういうのを先生もおっしゃっていましたが、いわゆる思い違いといたしますか、こういったものがよくたくさんあるのでということで、しっかり勉強してくださいというふうな話をいただきました。

特によく言われる生活保護の申請について、居住地がなければ保護申請ができない、また就業年齢、いわゆる若い世代ですね、就業年齢であれば申請ができない、また自家用車、そしてまた不動産、生命保険、こういったふうなものがあればできない、また扶養義務者がいれば申請ができない、こういう、今習ったような等々の項目でできないというふうな、思い込みというものがありますというふうなお話もいただきました。

そういった中で、ちょっと何点か確認をさせていただきたいと思いますが、今申し上げた様々なことがあります、まず家のない人、住所不定、住所不定という言い方かどうか分かりませんが、ホームレスとかですね、こういう方々の申請があった場合はどのように対応するのか、まずお答えください。

○ひと・くらし支援課長（甲斐博幸君） お答えします。

住まいのない方については、その居住地を所管する実施機関が生活保護の申請を受け付けることとなります。よって、住所がないことを理由に申請を拒むことはできないことと

なっております。

なお、申請の後保護を決定するに当たっては、生活扶助は被保護者の居宅において行うものとするときから、アパートや施設などに居住していただくこととなっております。

- 21番（堀本博行君）それで、一昔前といいますか、よくそういう人たちが申請に来たときに、隣町までの電車賃、交通費を渡して、そういうふうなことをやってたというふうな、これも我々の先輩から聞いたことがあります、今答弁いただいたようなことは正解でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それからもう一点、先ほど言ひました持ち家のある方、家があったからできないという、こういうふうな誤解もあるようですが、その点についてはどうでしょうか。

- ひと・くらし支援課長（甲斐博幸君）お答へします。

被保護者が所有し居住する不動産については、処分価値が利用価値と比較して著しく小さいと認められる場合、保有を容認しております。

- 21番（堀本博行君）もう一点、以前にもどなたかが質問しておりますが、扶養義務者、扶養義務というふうなことがよく言われますが、扶養照会ですね、扶養照会の、これが支障になってなかなか申請に来にくいという、私も身近にそういう人が何人かいらした過去があったわけでありましたが、扶養照会についての見解といいますか、お答へいただけますか。

- ひと・くらし支援課長（甲斐博幸君）お答へします。

扶養照会については、要保護者に対しその必要性を説明した上で、扶養義務の履行が期待されると判断した場合、扶養義務者に対して実施しております。

なお、要保護者が扶養照会を拒んでいる場合などは、その理由について特に丁寧に聞き取りを行い、扶養照会が適当でない判断した場合、実施を見合わせております。

- 21番（堀本博行君）そのとおりですね、結局保護の申請できたときに、先ほど私が申し上げたような、住所がないとか、若いとか、自動車、車を持っている、不動産を持っている、保険に入っている、こういったふうなことで断られる、断ることはできないはずなのですが、駄目と言われて帰ってきたとか、こういうふうなケースが過去まれに見られたということもあります。

そういったことから、ぜひ全てを受け付ける、書類がなくても面談でも受け付けるという、こういうふうな形のものであるべき、これがあるべき姿なのでありましょう。そういったことから、ぜひ先ほど申し上げたように、家があったり車があったり生命保険に入ったり、いろんなことがあります、それを、様々なケースで生活に困窮して、いわゆる申請に来るわけですから、最後のセーフティネットというふうなことから、ぜひ丁寧な対応をお願い申し上げたいと、このように思ひますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。

次に行きます。

高齢者の買い物、それから通院というふうなことで、移動サービスの確保というふうなことで、これも出ささせていただいております。山間地域、様々な形で今、デマンドタクシー、それからいろんな体制を組んでおりますが、実際的に困っているのは山間地域の皆さん方、高齢者、高齢者というか皆さん方だけではないという現状も別府市の中にあります。

従来、これまでいわゆる昭和の時代から平成の時代、いわゆるこの時代に、特にその地域の中で生活を支えてたスーパーとか小売店とか、こういったふうなお店がだんだんと立ち行かなくなる、大型スーパーに押されてなくなるというふうなことになってもう久しいわけでありまして。それにとって代わって、平成の、昭和の末から平成、かなり30年ほど前の話になりますが、その時代に結局はコンビニエンスストアというのが一気に出てきた

わけでありますが、コンビニエンスストアももうここに来て飽和状態というふうなことから、閉店するというふうなことも出てきているわけであります。

そういった中でも、いわゆるコンビニと小売店とかスーパーとかに代わって、今高齢者の方々向けに、個食化とか小さな単位で物を売るとか、野菜を置いたり生鮮を置いたりとかいう、こういうふうなコンビニも増えてはきております。高齢者の方々がコンビニに行って買い物をしてる姿をよく見かけます。このコンビニが出た当時は、若者の買い物先みたいな、こういうふうなこともあったわけでありますが、そういうふうな形でコンビニも幅広く営業を展開しているわけでありますが、かなりの店舗が出てきてはおりますが、現実的には満遍なく別府市内をカバーするというふうなところまでは至っておりません。なぜかという、コンビニというのはいわゆる本部というのがある、これも私もこういう業界にずっと長くいたものですから、コンビニ、例えば小さな店舗を1店舗出すにも、その辺の通行量とか、そういったものをきっちり調べて調査をした上で、通行人の数とか車の数とかいったふうな、いわゆる場所の問題とか、こういったものをしっかりと調査をした上で出店をするという、こういうふうな形でありますので、特に私の住む南部地域なんかはなかなか厳しい状況になっているのは御案内のとおりであります。

そういった中で、今回、先般対話集会の中で、内成のほうで対話集会させていただきました。そんな方々、皆さん方もおっしゃっておいりましたことは、要するに私たちが、高齢者が出かけるのは買い物と通院、これがもう大半であるというふうにもおっしゃっておいりました。特に買い物については、様々な今自治体が絡んで、いろんなサービスが生まれてきております。例えば電話で品物持ってくるとか、トラックに積んで品物を持って行って買っていただくとか、移動販売サービスとか、こういうふうなこと、特に某スーパーでは、登録をしていただいて、送迎もしてくれるという、こういったふうなやり方で行っている、サービスを行っているスーパーもあります。

こういったもので、例えば大きなスーパーでゆっくり買い物がしたいという、そういう高齢者の皆さん方のニーズにしっかりと応えているのでありましょう。某スーパーの場合は全国展開で、かなりの形で送り迎えといえますか、これやっているように、ネットで調べるとありました。

そういった意味から、こういったものが市が絡んで、自治体が絡んで費用を、幾ばくかの費用を、いわゆる補助金を出してみたいな、いうふうなことができれば、広く別府市内をカバーできるのではないかとこのように思っておりますが、その点についての見解のお尋ねをしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○高齢者福祉課長（入田純子君） お答えいたします。

スーパーなどの事業者が、サービスで利用者やお客様を送迎している車は別府市内でも見かけることがあります。車の運転ができなくなったり、公共交通機関の利用が難しくなった高齢者の方にとって、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを可能とするには、移動手段の確保は大変重要なことと受け止めております。現時点では、バス回数券を半額で購入できますひとまもり・おでかけ支援事業を活用していただきたいと思います。

スーパーなどの事業者への送迎にかかる費用の支援につきましては、高齢者の買い物支援につながると考えられますが、スーパーなどの事業者や交通事業者を初めとします関係者との協議も必要となると考えられるため、慎重に検討してまいりたいと思っております。

○21番（堀本博行君） 近い将来、こういう買い物難民という方々が増えることは間違いありません。実は私の、別府市内にもスーパーがいろいろあります。その中で、新鮮市場とかマルミヤとかマルシヨクとか、いわゆる一般で言う大型スーパーで、大型と言うか分かりませんが、それぞれ生鮮産品、雑貨、生活用品が全てそろうという、こういうスーパーがあるわけでありますが、そこに行くのも非常に厳しい高齢者が多いということでありま

す。新鮮市場の社長というのが、ちょっと私は友達なものですから、こんなこともちょっとお話をさせていただきました。御案内のとおり、マルミヤというスーパーが新鮮市場を買い取って、これは関連会社になっておりまして、同列会社になっております。そうやって、堀本さん一遍考えてもいいのではないのという話もしておりましたから、ぜひそういうふうな観点から検討いただければというふうに思っておりますし、また我々もしっかり勉強していきたいと思っておりますし、後ほど、我が公明党の穴井議員が今日の最終バッターで提案をしますから、ぜひお聞きをいただきたいと思いますが、穴井さん、よろしくお願いします。知らん顔しています。

ということで、この件は終わりたいと思います。

次に、市営住宅の管理運営ということで出させていただきました。これはしつこいようではありますが、保証人の問題であります。様々な形で何回となくこの場で訴えをさせていただきましたが、御案内のとおり 2018 年 3 月、国交省が市営住宅、公共住宅の入居条件、入居条件から保証人を外すよう自治体に要請をいたしました。

しかしながら、今なお多くの自治体が保証人の規定が残ったままであります。中には全く変えてないという、大変に頑固な自治体もあるようですが、別府市はそれなりに対応していただいておりますのは承知の上で質問しておりますが、まずは、国交省がなぜ公営住宅の保証人を外すように求めているのかというと、そのことをしっかり押さえていかなければならないと思っておりますが、時代の流れの中で賃金の低い、今もう非常に非正規雇用という、こういう言葉がありますが、それと同時に未婚化の影響で、今後住まいが不安定な住宅弱者の救助が増えるというふうに言われております。特に、現役の世代、現役時代、要するに働く時代ですよ、それは何とか民間の住宅に住めても、いわゆる年金受給という、60 歳を超えて年金受給の生活に入ると、どうしても絞らなければいけないところは食費だったりとか居住費、いわゆる家賃だったりとか、この辺に行くわけでありまして。そういったときに、やっぱり高齢になって市営住宅にというふうなふうにどうしても、方向へと変えざるを得なくなってまいります。持ち家がない、貯蓄や年金などの老後の資金が乏しいと、こういった方々がこれからまた増えてくるのは、間違いないわけでありまして。

加えて、民間、皆さん御案内のとおりであります、特に高齢者の民間住宅に対する入居に対する入居条件、保証人というのは物すごく厳しく言われます。特に高齢者、なぜか男性の一人暮らしは避けられるみたいな、そんなことも言われておりますが、そういった意味から、非常にこの保証人ということについて厳しい現実が横たわっているわけでありまして。

そういった中で、国交省が民間住宅を借り上げてその空き部屋を、いわゆる市営住宅化のような形で制度化をしたというふうなことがあったわけでありまして、結局のところ、この件についてもなかなかうまく進んでいないというふうなことになっているところであります。

そこで、まず別府市の確認の意味で保証人、公営住宅の保証人に対する現状、これをまずお答えください。

○施設整備課参事（登根 澄君） お答えいたします。

別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第 11 条第 1 項第 1 号の規定により、市営住宅の入居には、市内に居住し独立の生計を営み、かつ入居決定者と同等以上の収入を有する連帯保証人が必要となっております。

なお、条例に定める連帯保証人を見つけることができない場合には、条例第 11 条第 3 項の規定により、条例に定める連帯保証人を免除し、市外居住者を連帯保証人とすることや、家賃債務保証契約の締結をすることで入居を認めているところでございます。

また、単身世帯には連帯保証人とは別に、緊急連絡先として身元引受人の届出を求めて

ございます。

- 21 番（堀本博行君） 先ほど申し上げました、国交省が外すように求めておりますが、現実的には住宅確保要配慮者の方々に対する対応の強化というふうなことで、こういうふうな形の流れになっているわけでありましたが、厳密に言えば全国の 1,668 の自治体の 76.6%の 1,277 の自治体で保証人が求められているというふうなことであります。別府市は連帯保証人は不要ということについて、まずどのように考えているのか、その辺の見解をお聞かせください。
- 施設整備課参事（登根 澄君） お答えいたします。

国の通知を契機に、全国的に連帯保証人制度の見直しが行われ、別府市におきましても全国的な状況、県下の状況等を踏まえ、令和 2 年に条例を改正し、連帯保証人の人数を 2 人から 1 人に見直したところです。

保証人に関する規定の廃止は、家賃や原状回復などに対する債務保証がなくなるだけでなく、保証人に迷惑をかけられないといった心理的効果がなくなることで、家賃の滞納が増加する懸念もあることから、全国的に進んでいないのではないかと考えております。

- 21 番（堀本博行君） あのね、今の答弁は大いなる勘違いと私は申し上げたいと思います。実際に、まず先ほど答弁ありました連帯保証人の条件、市内に居住し独立の生計を営み、かつ入居決定者と同程度以上の収入を要する連帯保証人が必要と、このような規定になっているわけでありましたが、実際的にこの保証人の、いわゆる市営住宅に入居している方々が 10 年、20 年、30 年と住んでいるわけでありまして。そういった中で、保証人のいわゆるチェックという言い方がどうか分かりませんが、やられているのかどうか、全くやられておりません。特に、福岡県がこういうふうな形で保証人を不要にしました。なぜか、要するにもう形骸化している、保証人制度そのものが。形骸化しているというふうな形のことから、保証人をもう不要というふうな形になっております。九州では福岡県、福岡市、北九州市が廃止しておりますが、保証人が既に健在ではない場合も多いと、追跡をされ、保証人制度がまさに形骸化してる、先ほど申しました、そういうふうな形になっているようなことであります。

特に、福岡県が保証人のいる世帯と保証人が、例外的に保証人をつけていない世帯、この 2 つの、保証人のある人とない人、2 つの方々の徴収率、これを調べております。そうすると、あるほうもないほうも、徴収率については 99%どちらも同じだったというふうな統計を出しております。その結果を踏まえて、廃止にしても大きな影響はないというふうな判断から、そういうふうな廃止というふうなところに至っているわけでありまして。

北九州市でも、公営住宅、この北九州市というところは、この住宅に関しては先進的な取組をすごく私もしているところだと思っています。以前、相当以前に入居の抽せんに対することについても、事後審査方式というのを早く、平成十五、六年、十二、三年だったか、ぐらいから取り入れて、要するに、別府市もそうだったのですが、平成 15 年に、今またマイナンバーカード等で変わっていますが、当時は特に北九州市もマンション型の市営住宅がどっと増えて、そうするとあそこも 1 階、例えばマンション型の住宅が 1 戸空くと、その 1 戸に対して 50 人、100 人という人たちが来ておりました、応募が、入居募集が来ておりました。そういった中で、そんな方々が 50 人、100 人が全員住民票、それから所得証明とか、こういったものを全部 300 円、500 円、600 円をそろえて入居の申込みをしていたという、こういう現実の中から、北九州市がいち早く事後審査方式って、当たった人だけ住民票なんなりを持ってくれば、提出すればいいというふうなことに切り替えたという、こういうふうなところもあるわけで、過去あって、そういう取組をって私はこの議場で訴えて、別府市もそのようにさせていただいた件があるわけでありまして、現実的に保証人の、いわゆる北九州市は、公営住宅の保証人そのものというのは身元引受人、こ

ういった意味合いが強いというふうなことから、保証人制度を廃止して緊急連絡先を提出していただくと、こういうふうな形に切り替えました、というふうなことであります。

別府市でも、市営住宅の保証人制度も、まさに私は先ほど申し上げました、形骸化をしているのではないかというふうに申し上げておりますが、10年、20年、大変に皆さん、市営住宅も高齢化して、先ほど申し上げました、買い物行くの大変やわというふうなことも非常にそういうふうにも聞くわけでありますが、保証人のいわゆる安否すらなかなか確認をしていない、確認できていないという、こういうふうな制度が果たして残すのがいいのか、廃止するのがいいのか、その辺はしっかりと議論していただきたいと思ひますし、ぜひ廃止の方向でやっていただきたいと思ひますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、ぜひそういう不要という方向に行ったらどうかというふうに最後質問したいと思ひますが、いかがでございましょうか。

○施設整備課参事（登根 澄君） お答えいたします。

現在、県下ではなかなかそういった状況も難しいようではあります、また全国的な事例等を踏まえ、今後の検討対象にしたいと考えております。

○21番（堀本博行君） えらい短い答弁をありがとうございます。答弁書が、えらい長い答弁書がここにあるのだけれども、えらい短い答弁で、もう諦めたという感じやね。よろしくお願ひ、よろしくというかね、ぜひそういうふうな形で、私がいつも言う、規定ですからとか、規則ですからとかいうふうなことだけで残るような制度っていうのは廃止すべきというふうに思っております。ぜひそういう、先ほど申し上げたように、どこの自治体も同じだろうと思ひます。保証人があるから、ないからと言って払わないという住人はいません、そういう意味では。これから先ほど申し上げたように様々な原因で、市営住宅に入りたい、そういうふうな年金生活で厳しい生活の中で、できるだけ家賃を抑えたいという、そういうふうなことがこれからまた間違いなく増えてくるわけでありまして、前回も申し上げました、この中で壇上、いわゆるひな壇に座っている皆さん方の中で、親戚から友達から、保証人になってくれて言われた、おお、いいぞって、いいぞ、連帯保証人やろ、いいぞいいぞという人がでは何人いますかというぐらいに、どこの、我々でもそうでしょう、子どもたちに、保証人だけはなるなよと、絶対になるなよと、子どもにそんな話もするぐらい、保証人というふうなことが本当に厳しい世の中というか、いうふうになっていきます。

そういった中で、保証人、連帯保証人というのを求めるということ自体がどれだけ間口を狭めているっていうか、行政が窓口をどんどん開けていかなければいけないときに絞込んでいくという、こういう姿勢というものはいかがなものかというふうに思っておりますので、ぜひそういう方向でお願いしたいと、このように思ひます。

それからもう一つ、管理人の件についてちょっと触れたいと思ひます。

市営住宅の管理人については、私の知り合いが、以前もちょっと担当課に申し上げました、いろんな徴収、お金の徴収、共益費か、様々な、あるのでありますが、それを幾ら行ってもいないとか県外に行っているとかいうふうなことで、できませんって言ったら、あんたが東京なら東京に電話して、してくださいみたいなことを言われて、私に電話かかってきて、堀本さん、もうこんなことはできんわ、私はもうって、そういうふうになってきました。ちょっと担当課に話したら、対応していただいたのでありますが、現実的に、本来市営住宅の管理人っていうのは何をするのが管理人ですか。お答えください。

○施設整備課参事（登根 澄君） お答えいたします。

管理人の業務は別府市営住宅管理人規程第6条に定められており、まず1番、申請書等の確認、2番、住宅の転貸、無許可の入居等があった場合の報告、住宅の設備等に異常があった場合の報告、3番、入居者への連絡に関する事となっております。

○21番（堀本博行君） 今、御答弁いただいた中に共益費とか集金とかという言葉はないのですが、その辺はどうなのですか。

○施設整備課参事（登根 澄君） お答えいたします。

市営住宅では、共益費の集金や管理は入居者で行っていただくこととしており、管理人の業務とはなっていませんが、実際には管理人となられた入居者が行っていることが多いのが現状でございます。

○21番（堀本博行君） 多いのが現状でございますなんて、他人事みたいに言いよるがな。実際的に、前も、条例見てもね、そんな言葉は一つも出てきておりません。別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第60条の中に、市営住宅監理員は市長が職員のうちから任命をするというふうな形で、これは誰ですかと聞いたら、管理センターの所長とかいうふうなことを言っておりました。その第60条第3項といますか、市長は市営住宅監理員の職務を補助させるため、市営住宅管理人を置くことができる、というふうにあるわけがあります。このことができるという解釈はどういうことかと言ったら、置かなければならないと同じですみたいなこと言っていましたので、そうかというふうなことになっているわけですが、監理員の監理に関する事務を補助するわけですから、きっちりとした役割というか、やるべきことを明確にするべきではないかと思えますし、具体的に、聞くところによると例えば1棟なら1棟の管理人ができる、だけどその中に高齢者が、だから条例のまた別のところには、管理人として管理人を置くことができるのだけれども、免除することもできるというこういう規定がある、病気だったり高齢だったりとかいうふうなことで、何かしらの報酬というふうなものを頂いているようではありますが、なかなか管理人そのものができなくなっているというふうに思っております。

そういった意味では、ぜひ考え、ほかにいろいろな形で管理人というふうなことについて考えるべきではないかと思えますが、その点はいかがでしょう。

○施設整備課参事（登根 澄君） お答えいたします。

市営住宅を管理する上で、住宅の状況や入居者の状況の把握には、共同で生活をされている入居者の協力が必要となります。そのため、入居者に管理人の業務を担っていただいているところでございます。共益費の入金、集金等での御苦労は十分に承知しているところでございますが、自治活動の中で入居者の皆さんで協力して行っていただきたいと考えております。

また、高齢者など配慮が必要な方が共益費の集金等を担わなくてもよくなるよう、必要な助言等をしてまいりたいと考えております。

○21番（堀本博行君） このくらいに止めておきますが、ぜひ丁寧な対応してあげてください、高齢者がたくさんいますしね。困っているときに管理センターとか担当課に電話したときに冷たい対応であしらうようなことのないように、ぜひお願いしたいと思えます。

それから、次に参ります。

次に、消防団の件について触れさせていただきます。

9月議会でも若干触れさせていただきました。まず、市長に感謝を申し上げたいと思えますが、英断で第3分団の御配慮いただきましたこと、本当に感謝申し上げたいと思えます。

また、このことについて消防本部も様々な御配慮いただきました。本当に感謝を申し上げておきたいと、このように思えます。

9月議会でもいろいろと提案もさせていただいたし、要望もさせていただきましたが、何か進展がありやなしや、御答弁ください。

○消防本部次長兼庶務課長（永路尚道君） お答えいたします。

9月議会で答弁させていただきました、既に実施済みである別府市消防団条例の一部改

正による災害出動における報酬の増額と団員・班長の階級にある者の年額報酬の増額に加え、現在消防団の健全な運営及び消防団のさらなる推進を図るために、消防団の運営に要する経費の一部を交付することを大分県下の他市の状況を見ながら総合的に判断して、関係各課と協議し、予算化に向けた取組を進めているところでございます。

- 21 番（堀本博行君） ありがとうございます。引き続きよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それで、先般、これは消防団の寄附の在り方ということで、分団会議でも若干出たようではありますが、この件について何人かの関係者の方々から、また同じようにお話をいただきました。分団会議で基金の集め方の件で、いわゆる法的には非常に様々なことがあることは分かっている上で、今日はちょっとお話をさせていただきます。

有償のボランティア程度の、いわゆる金額ではあるものの、年間報酬を支払われているということから、いわゆる非常勤の公務員というふうなことの立場になるということは、これはもう承知をしておりますが、一方で、私が言うまでもなく、消防団に対する寄附は全国的に見られるように、いわゆる自分たちの地域は自分たちで守るという、こういうことが大きな眼目であります。まさに9月議会で申し上げました、江戸時代の暴れん坊將軍の時代から続く、共助の伝統的な面がこの根源にあるというふうには私は思っているところであります。地域の若い人たちが、若者たちが家事や災害の折に真っ先に駆けつけて、消防団として活躍する、時には身を犠牲にすることも、別府市としても以前ありましたけれども、過去にそのようなことが、事例がありましたけれども、そういう消防団に対して地域からお礼として支払われる幾ばくかの寄附金、こういったものがあるわけであります。それを基に、年に何回かの懇親会といいますか、こういったもので、慰労会、そのとおり、慰労会。そこでは団員同士の絆を深め、またその中では一人一人、いわゆる独り暮らしの高齢者があそこあそこあそこにいる、こういったこととか、また崖崩れが、雨が危ないとか、あの辺の通学路が危ない、こういったふうな様々な地域の現状の共有化、こういったこともいろんな話が出るとお聞きいたしました。すばらしいことだと思っています、私は。まさに地域に根差した生きた活動の場となっているというふうには思っております。これをなくすことは、地域にとって大きな損害だということにも強く思っております。

先ほど申しました法的な云々というようなこともあります、ありますけれども、部分的にトラブルとかいうふうなこともあるわけではありますが、現実的には消防団のような、地域のために若者が連帯感を持って、本当のそういう、いわゆる組織というか、そういったものがなかなか、今まで作り上げた伝統みたいなものがなくなるということは非常に別府市としても大きな損失というように思っております。間違っても、消防団の皆さん方がやる気をなくしたりとか、士気が下がるような、こういったような方向性には持っていきたくないと思っていますし、持っていつていただきたくもないと、このように思っているところであります。

このことについては、私も全国的ないろんなものを勘案ながら勉強していきたいというふうには思っております。これはこの程度で止めておきたいと思いますが、ぜひそういう方向でお願いしたいと、このように思っているところであります。

最後に、小中学校の緊急時の対応というようなことで出させていただきました。

これは1年前の、ちょうど12月の議会で同じ質問をさせていただきました。いわゆる突発、いわゆる学校現場に携帯電話持たせたらどうですかという話です、この緊急時というのは。突発的な事故、部活中の事故等々も様々ありますが、そういった連絡、連携、こういった方法は先般の答弁の中では、先生に保護者からの電話、例えばそうあったときに現場に、事務員の方々が現場に走って先生電話ですよ、誰々さんから電話ですって、これが現状というふうには聞いておりますし、また動けないときは携帯電話で個人の携帯電話に

電話すると、このように御答弁がありました。

公用携帯電話を、校長以下全ての教員に持たせる、持たせたらと、こういうふうなことで申し上げましたが、なかなかいい答弁が出てきません。子どもたちを守ると、こういった観点からこの一点を考えてみても、緊急時に対応というふうなことで、今の時代に携帯電話を持たせてないというふうなことが、果たしてどうなのかというふうなことが正直なところであります。何で持たせられないのかなというふうなことで理由を聞くと、いろんな理由を言っただけですが、全て大人の理由です、これは。大人の言い訳という言い方が無礼な言い方で申し訳ないのですが、大人の理屈で持たせてもらえないというふうに、そういうふうにしかなんて私には聞こえてきません。

この、子ども中心という思いがなかなか見えてこないのは残念であります、全国的にも学校現場での、あつてはなりません死亡事故等々も増えております。こういうときに、実はうちの、これももう25年以上前、私1期目のときの小学校のPTA会長してたときにあったのですが、うちの子が小学校4年生、5年生か、長男が5年生のときかな、のときに、私、休み時間に青山小学校の休み時間に遊んでいて、休み時間に、昔はね、今はどうかかわからないが、どろけいという遊びがあった、泥棒と警察何とかって、追っかけ合いながらばーっと捕まえたり何とかするどろけいという遊びがあつて、それを遊んでいるときに、うちの子がぱっと押されて、スタンドの角に口を持って行ってね、歯が折れたのですね。折れたというよりも、歯が取れたのです、抜けたのです。前歯が抜けてね、それで救急車、救急車を呼んだかどうか、その辺もあれですが、そのときに、実は指定の歯医者さんに連れて行ってやったのですね、治療したのですね。そのときに、もうちょっと時効だからちょっと申し訳ない、言わせてもらいますが、そのときに先生が抜けた歯を水道水で洗ったのです、これ。水道水で洗うとつかないのです、これ。消防、後で、これ後で聞いた話です。先生が歯医者から怒られたって言っていました、厳しく怒られたって。消毒をして何で持ってこないのかというね、その抜けた歯を一応つけて治療したのですけれども、最終的にやっぱりつかなくて、高校出てすぐ歯をきれいにしたんですけどね。

そういう緊急時、これは緊急時になるかどうか分かりませんが、そういう突発的な事故のときの対応という意味で、今日はちょっとお話をさせていただいたのでありますが、そういうふうなことから、様々な出来事、何があるか分からないのが学校であります。親御さんというのは、子どもを朝出して、朝、行ってきますって出て行って、昼から授業が終わればただいまって帰ってくるのが学校だと思っておりますし、学校に出している間はみんな安心してます。そういった中で、やっぱりこういう事故の対応のときに、やっぱり間違っただけの判断、マニュアルがあります、マニュアルがありますとかいうけれども、果たしてどこまでそれが実践できるのか、訓練されているのかというふうなことも考えなければいけないというふうに思っております。

そういった意味から、ぜひ緊急時の体制について、まずは現状をお聞かせください。

○学校教育課参事（太田 悟君） お答えいたします。

各学校においては、事件・事故・自然災害等緊急時の連絡体制及び緊急対応の流れを定めた学校危機管理マニュアルに基づき対応を行っております。緊急時の具体的な連絡方法につきましては、不審者の侵入や火災発生など、事件・事故の発生を一斉に知らせる必要がある場合は、非常ベルや校内放送などを活用し、生活事故など個別の連絡が必要な場合は口頭伝達、または校舎内の教室等に設置しているインターホンを活用するなど対応しております。

細かな、委員おっしゃったような対応につきましても、学校内で連携を取りながら丁寧な対応をするように心がけているところです。

○21番（堀本博行君） 分かりました、分かりましたが、同じ答弁なのですね、実際、1年前と。

現実的に、先ほどちょっと答弁の中で、これは去年の答弁だったか、先生の個人の携帯を使っていますという答弁もあったのです。これはね、私はいかがなものかというふうな思いがあります。個人の携帯ってというのは、様々な教師のいわゆる不祥事、これに絡んでるのは全部個人の携帯です、LINEとかなんとかでね。県内でもそんな、そういったふうな事故起きていますしね。それはもう個人の携帯絶対使ってはいけない。特に大分なんかの場合は、携帯電話は持たせていますが、帰るときは全部学校に置いて、個人の携帯は使わないというふうな方向で、これは全国的にそういうふうな流れになっているようですが、実際的に先ほど申しました、持たせない、持ちたくない、これが本音なのでしょう、持ちたくないという。いろんなもう、そら個人の携帯持てばじゃんじゃんじゃんいろんなことが入ってくるから、それはもう勘弁してくれというふうなことなのでありましょうけれども、やっぱり何かあったときの対応とか、そういったものを考えたときに、ではそれでいいのかなというふうに思います。

中には、いや、持ったほうがいいのではないのという先生もいると思いますし、いうふうなことから、1回テストケースで、テストケースで1回例えば中学校に1校、小学校に1校ぐらい持たせて、具体的にではどういうふうな効果があるのか、効果てきめんだと思いますわ。一気に持たせる流れに、私は変わるといふふうに思っています。

そういう意味で一遍そういうふうな形で、テストケースで実施してみたらどうかというふうに思います、いかがでしょうか。

○教育部長（柏木正義君） お答えいたします。

子どもの安全については、とても重要で中心に考えていかなければならないと考えております。モデル学校、モデル事業の件も含めまして、学校現場の状況や適切な導入方法など、有効な対応を引き続き検討してまいりたいと考えております。

○21番（堀本博行君） ただいまの教育部長の答弁を期待をして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（小野正明君） 休憩いたします。

午前 11 時 51 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○副議長（小野正明君） 再開いたします。

○18番（平野文活君） それでは、質問をさせていただきます。

1番のコロナ問題での全数把握問題については、質問を省略をさせていただきます。

高リスクの高齢者の問題から入ります。

9月の議会で、第7波における死者が急増した問題について質問をいたしました。7月から9月の3か月で、全県で207人の方が亡くなっておりまして、これは月単位で言うと月69人に当たると。第6波の月平均13.5人から比べて、5倍だというお話をさせていただきました。

しかも異常なことに、コロナでの死亡者が出たという毎日の報道がありますが、その3か月の間で54日、そういう報道がありました。そのうちの37日に施設内で死亡という報道があつて、私はこれは入院すべき人ができないまま施設で亡くなっているのではないかと、こういうことが繰り返されてはいけないのではないかとのお話をさせていただきました。

また、この第7波では、消防の救急隊の皆さんの御苦労の話も聞かせていただきました。今は第8波の入り口だと思います。専門家の話では、年末からあるいは年始にかけてがピークになるのではないかとというような予測も出ておりますが、助かる命が助からなかったということのないように、遺族の方の悔いが残らないように、あるいは専門外のみとりをしなければならない、施設の担当で働く方々などの御苦労にも思いをはせながら、第8波が

本当に命を守る対策を、ぜひ市としてもできることはやってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○いきいき健幸部参事（内田 剛君） お答えいたします。

9月議会でお答えいたしましたように、医療提供体制の確保等の医療における対策につきましては、国、都道府県の業務となります。市としては、感染が拡大し、大分県から医療分野の要請があった場合に健康推進課の保健師を派遣し、保健所業務を支援するなどの協力体制を整えております。

また、新型コロナウイルス感染症が発生して以降、別府市として大分県市長会へ医療体制確保など、感染症対策に関する要望を提出しており、全国市長会及び九州市長会においても、国に対し対策強化等の要望をしております。

高齢者の命と健康を守る対策として、感染症対策に加えてコロナへの不安から自粛生活による閉じこもりが引き起こす、生活が活発でなくなる対策も重要です。高齢者の生活不活発が招く、身体や心の働きと社会的なつながりが弱くなる状態、いわゆるフレイルの予防として、週1元気アップ体操等を、今年度は感染症対策を取った上で積極的に行い、高齢者の健康の保持の増進に努めております。

市としては、引き続きマスク着用など感染対策を行いながら、円滑なワクチン接種の実施、PCR検査センターによる検査体制の確保に取り組めます。命を守る取組は何よりも重要なことですので、市としてもできる限り取り組んでいきたいと考えております。

○18番（平野文活君） 9月の議会が終わって、10月から昨日までの12月の8日まで、既に48名の方がコロナで亡くなっております。今朝の新聞見ると、昨日だけで4人が亡くなっている。そのうちの何人かは施設で亡くなっております。9月の議会では、市長からも答弁もいただきまして、市としても命を守るために全力を尽くすというお話がありましたので、ぜひその点について心配りをしていただきたいということを重ねてお願いをして、次に移りたいと思います。

次、道路整備についてでございますが、第1点は旧坊主別府線の改良計画でございます。私も地元の問題として、前の浜田市長の時代からたびたびこの問題は質問させていただきました。昨年の3月の議会の際に、こういう答弁をいただいております。

今井バス停付近は、令和4年度に工事の完成の予定だと、ほかの2か所は令和4年から用地の調査及びその後用地取得の協議に入っていくと、こういう答弁でしたね。

今井バス停付近は、立派に完成をいたしました。大変便利になったと思います。ほかの2か所とは場所はどこなのか、今の、そして進行状況についてお伺いしたいと思います。

○都市整備課長（山田栄治君） お答えいたします。

旧坊主別府線の太畑工区、これが太畑14組の1付近になりますが、そちらについては用地取得も完了しております、施工業者も決定済みです。年明けより工事に着手する予定となっております。

残りの1か所につきましては、詳細設計及び物件等の調査を終えておりまして、用地取得協議を行っているところでございます。

○18番（平野文活君） この2か所が、今答弁があったような形で順調に推移をするならば、沿線住民の長年の要望が実現されようとしているというふうに思います。都市計画道路として決定されている道路ですから、本格的な拡幅ができるのにはこしたことはありませんが、なかなかそれは難しい課題があると。せめて今の3か所だけでも、便利というか危険性がなくなれば本当に便利になるというふうに思います。市長初め、関係者の皆さんの努力には感謝をしたいというふうに思います。

続いて小倉グリーンハイツの中の道路の問題についてお伺いをいたします。

まず、現時点での進行状況をお伺いしたいのですけれども、私、この問題で初めて質

間をしたのが平成の23年でありました。当時は全く、それぞれの地権者が自分の力で測量、分筆をして、市に寄附してくださいと。道路が全部まっすぐ市に寄附されたら、市は市道にして工事をしますというようなことでね、個人に任せたというか、そういう状態から見ると、そういう当時から見ると今は大きな前進があるというふうに思います。いわゆる国の事業である地籍調査と結びつけてすることによって、個人負担というのがなくなったと。様々な立会いはありますけれども、順調に推移をしたというふうに思います。

この地籍調査は、平成28年から平成33年、令和3年ですけれどね、終了するというので、ほぼもう終了したというふうに思います。しかしながら、道路整備はまだ、緒に就くという状況ではありますが、この道路整備の進行状況についてまずお伺いしたいと思います。

○都市整備課長（山田栄治君） お答えいたします。

道路整備関係につきましては、令和3年度と今年度、令和4年度に市道小倉～寺大平線の側溝改修を行ったところでございます。また、現在は市道小倉～寺大平線と市道南野地1号線間の私道部分につきまして、用地の寄附をお願いし、道路用地の取得を進めているところでございます。

○18番（平野文活君） 最初、地籍調査が始まった当時、平成28年に地元説明会がありましたが、そこではいわゆる北の部分、第1工区から道路整備を始めるという予定だったのですね。しかしながら、今お話がありましたように、この市道と市道間の横の道が非常に雨水の処理ができないという深刻な問題がありますので、ここを先にやると、これはよいことだというふうに思います。

同時に、この第1工区の整備も予定どおり進めていただきたいというふうに思います。先ほど言った平成28年の説明会の資料を見ると、この地籍調査、分筆が終了した後は、所有権の移転登記を行い、市の所有になったら市道の認定に進むと、こういう工程表になっておりますよね。この第1工区というのは、道路延長で言うと1,700メートル程度というふうに聞いておりますが、そのうちのくらいが今市の所有になっているのでしょうか。

○都市整備課長（山田栄治君） お答えいたします。

第1ブロックの道路部分につきましては、筆数で約140筆ほどあります。そのうち市の土地が約90筆、民地が約50筆となっております。

○18番（平野文活君） これ全てメートルでは分かりませんが、7割方は市の所有になると。あとの3割方がまだ民地のままで、この道路部分の話ですね、というようなことですね。

そこで、私が住民の方といろいろ話をする中で、市の認識と住民の皆さんの認識にずれがあるということを非常に痛感しております。つまり、住民の皆さんは地籍調査が終わって立会いをしたと、そしてそれには同意が必要なわけですが、その地籍調査の終了と同時に、もうその道路部分の分筆された土地は市に寄附したものと、市の所有になったものというふうに思っている人が多いわけです。ところが今の答弁のように、寄附のお願い、民地部分については寄附のお願いは今からだ、というお話でありました。

なぜ、いつまでも寄附のお願いをしないのか、私は直ちに、約50筆と言われるこの地権者、第1工区の地権者ですね、に関係の所有権移転に関わる関係の書類もつけて寄附のお願いの文書を直ちに発送すればいいのではないかと。そういう書類が送られてくれば、まだ寄附していなかったのかというふうになり、所有権移転の手続も早く進むのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○都市整備課長（山田栄治君） お答えいたします。

引き続き、寄附のお願いをし、道路用地の取得を継続的に進めてまいりたいと思います。

○18番（平野文活君） そういう答弁では、なかなかまたこの認識のずれが埋まらないなど

いうふうに思いますが、地権者の方が、自ら市に一人一人が、寄附をしたいからどうすればいいかというようなことを相談に行かなければならないということになるのですが、第1工区に限らずもう全てのこの第1、第2、第3工区全て、このグリーンハイツに土地を所有している方々の地籍調査、分筆は済んでいるわけですから、第1工区に限らず、全ての地権者に早く寄附のお願いをすべきだということを改めてお願いをして、次にいきたいと思えます。

これを私が、住民の皆さんが急いでいるのは、道路を早くという問題は当然あるのですが、水道の問題が非常に問題になっていると。水道についての苦情が市にも上がっているというふうに思いますが、それはどういう苦情なのか、それに対してどういう対応をしているのか、お答え願いたいと思えます。

○生活環境課長（堀 英樹君） お答えいたします。

本課がお聞きしている範囲では、業者に連絡を取りたいが連絡が取れないとのお声を多くいただいており、そのほかには水圧が落ちて水量が少ないとのお声もございました。連絡が取れないとのお声につきましては、直ちに市のほうから事業者にも連絡を取り、苦情者の方への誠意ある対応をするよう指導しているところでございます。

また、水圧が下がっているとお声につきましては、事業者の話では、水道タンク内にあるフローセンサーが故障していたことから、速やかに修繕工事に入り、現在は水位が回復し、改善されているとの報告を受けております。

○18番（平野文活君） 前の議会でも、報告というか質問しましたように、昨年9月の末に、突然現地の事務所が閉鎖をされたと、そういうチラシが配布をされて、そしてどうしても連絡を取りたい場合はここに電話してくださいという携帯番号が書かれたチラシが全戸に配られたのです。それからもう1年たつのですけれども、現地事務所は閉鎖、事実上閉鎖されたままで、そこに書かれていたチラシに電話をしても通じないという苦情が相次いでおるわけでありまして。

そうした中で、その水道問題での苦情がより深刻なわけですが、特に、この標高の高い団地の中でも標高の高い北部地域、そこでそういう苦情があるのですけれども、前の議会でお聞きしたところによると、グリーンハイツの水道を運営している業者は、団地を造成開発した業者が会社を作って経営をしているわけですが、市の水道ではないわけです。そこに441の方が暮らしていると、そしてその水道は昭和38年に給水を開始したと、つまりこの時期に団地が造成されたということではありますが、今年で59年目ですね、施設が老朽化して、様々な故障なりその他が起こるのは、ある意味では当然だというふうに思うのですよ。どういう苦情があるかといいますと、水圧が弱くて、バルブを全開しても水量が細いと、弱いと、シャワーにならないと、ポタポタ落ちるだけとか、あるいは2階のトイレが水が出ないとか、あるいは湯沸かし、ガス湯沸かし器が点火しないとか、あるいは点火しても途中で火が消えて温水が冷水に変わるとか、様々な形で生活に支障が出ているという苦情があちこち、北部地域が多いのですが、たくさん出ました。

そこで、先ほど言ったように現地事務所の携帯に電話かけてもつながらないと。そのために、その苦情は市に行くわけですね。市の職員がその会社の、会社本部といいますか、に連絡を取って、その都度苦情を伝えて処理するようにお願いする、あるいは自治会の役員がでてこ舞いで、様々な住民の代理人となっているような形で、もう大変苦勞をしているわけです。

先ほどの答弁では改善されたというわけですが、完全ではありません。水圧の低い問題はここ最近急に起こった、ひどくなったのはここ最近ですけれども、以前から問題があったんですね。そのために、こういう声も聞きました。自宅に水圧を高める装置を設置したと、やっぱり十数万円から二十数万円かかるそうです。あるいはガス湯沸かし器の

使用とか、自宅の風呂は諦めて外の温泉を利用しているとか、あるいは、その現地事務所と連絡が取れないということから新築しようとした家が、工事は進んだけれども水道の加入の手続きができないで、新築工事が2か月ぐらい止まったとか、そういう家が2軒ほどありました。そういう、私が見聞きした範囲であります。そういう経済的損失も大きいわけですから、住民自身が直接市を煩わせることなく、あるいは自治会の役員を煩わせることなく直接会社と連絡が取れる、そういう体制を至急取るべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○生活環境課長（堀 英樹君） お答えいたします。

事業者の話によりますと、現状事務所に常駐することは難しいということなので、その代替といたしまして、今週中にはコールセンターを新設し、即時対応ができる体制を構築するとの話を聞いております。

また、現在そのコールセンター新設につきまして、地元の方に通知している状況であると聞いております。

○18番（平野文活君） 今週中ということは、今日は金曜日ですけれども、もうあと、明日か、あるいは明後日か、ということですから、確実にそうした体制が取れたかどうか、確認をしていただきたいというふうに思います。

この水圧の問題というのは、火災のときに大きなまた問題になるのですね。私がこのグリーンハイツの問題を初めて取り上げた平成23年3月の議会でしたが、もう11年前になります。その前の年に団地内で火災があったと、そして住民の方の話では、水が出ないと。それで消防署の方が下のほうから長くホースを引っ張ってきて、ようやくともに水が出て消えた。見ていた人の話であります。そんな話を平成23年の議会で紹介いたしました。

その際、消防本部の話だと、団地内に設定されている消火栓というのが、口径が75ミリで、国の消防法の基準をぎりぎり満たす状況だと。別府市の消火栓は今150ミリぐらいということですから、随分能力が違うのでしょうか。ですからそういうところにも原因があって、住民の人が言う、最初は水が出なかったというようなことになったのだらうと思うのです。ですからその後、こうした火災はないのですけれども、幸いにして。もしまたそういうことがあった場合には、現地の消火栓は事実上役に立たないとか、非常に機能が弱いということ、そういう問題があるのですよね。

ですから、古い施設でも故障が当然だということもありますし、こうしたいざというときのためにも、一刻も早く市の水道が全戸に行き渡るということは命に関わる問題でもあると、私はそういうふうに思います。

ですから、先ほど早く寄附のお願いを全世帯に早くして、そして早く市の所有にして、市道認定をして、工事工程表どおりの工事が進むように、ぜひ格段の尽力をしていただきたいと、市長を初め、ぜひ骨折してほしいということを最後にお問い合わせをしたいと思います。

また同時に、そうした水道問題から何からいろいろな問題が、またあそこ、道路が私道扱いになっていますから、街灯も電気料も個人負担というふうなことであります。あるいは、先ほど言った排水が悪いという問題も、下水も完備していないわけですから、そういう様々な問題がありますので、私は議員ですから、いろいろ聞いたのは代弁してこうして質問をさせていただいてきましたけれども、もうこの段階で、住民の皆さんの疑問なり要望なりを直接聞いていただく、そういう説明会、あるいは対話集会みたいなものをぜひこの機会、段階で持ってほしいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○建設部長（松屋益治郎君） お答えいたします。

引き続き、関係課で連絡、連携を取り、様々な問題などについても住民の方々のお話を伺い、対応していくとともに、住民の皆様へしっかり説明を行って、この事業を進めてま

いりたいと考えております。

そして、先ほど言われました1工区への文書配布についても、できるだけ早く取り組んでいきたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

- 18番（平野文活君） 市長、どうぞよろしく願いいたします。予算伴う問題ですからね、大変だと思えますけれども、これは、約束は約束ですので、よろしく願いいたします。

次に、国保税の問題に移ります。

令和3年度の決算に関連をして、まずお伺いをいたします。

加入世帯が今幾ら、あるいは被保険者数、さらには所得区分で多い所得区分はどのようなところでしょうか、というところから質問をしたいと思えます。

- 保険年金課長（石崎 聡君） お答えいたします。

国民健康保険税での課税所得区分のうち、世帯が一番多く占める区分帯は、所得なしの世帯で7,654世帯、全体のうち占める割合は約42.71%であります。次に多く占める課税所得区分帯は、所得がゼロ円を超え、100万円以下の世帯で5,691世帯、占める割合は約31.76%、そして次に多い課税区分、所得区分帯は、所得が100万円を超え200万円以下の世帯で2,990世帯、占める割合は約16.68%となっております。

- 18番（平野文活君） 加入世帯が1万6,738世帯、今、別府市は6万世帯ぐらいあるのですかね。こういう、何割、3割ぐらいですか、の方々が国保に入っていると。その国保に加入されている世帯のうち、所得がゼロだという方が42%、所得100万円以下というのが31%、合わせて所得100万円以下というのが74.47%、大半が低所得者だと言わなければなりません。そういう方々が一生懸命国保税を払っておるわけですが、世帯の平均所得、あるいは1世帯平均の国保税の税額は幾らでしょうか。

- 保険年金課長（石崎 聡君） お答えいたします。

国民健康保険の被保険者全体で、総所得金額は155億9,197万7,000円であり、1世帯当たりの平均所得は約93万1,531円となっております。

また、令和3年度決算での現年調定額は18億4,536万5,200円となっており、1世帯当たりの平均の保険税額は約11万250円となるものです。

- 18番（平野文活君） つまり、国保の世帯は平均93万円の年間所得、その所得から平均11%、11万円の国保税を払っていると。所得に対する割合は12%ということになります。

国保以外のほかの健康保険との比較をしたいのでありますが、たとえ分かりやすい例として、市の正規職員との比較をさせていただきます。市の正規職員の人数、あるいは令和3年度の平均所得、そして、医療保険料ですね、医療分の保険料はどれくらいなのか、答弁願います。

- 保険年金課長（石崎 聡君） お答えいたします。

担当の職員課によりますと、市の正規職員、フルタイム再任用職員及び任期付職員のうち、幼稚園教諭、上下水道局職員を除いた大分県市町村職員共済組合の加入者は、令和3年4月1日現在853人、令和3年中の平均所得は約426万円となっております。

また、国民健康保険税に該当する共済費につきましては、個人掛金が約31万5,000円となっており、事業主負担分を合わせますと63万1,000円となるものであります。

- 18番（平野文活君） 市の正規職員の853人の平均年収は426万円、国保世帯の所得は先ほど言いました93万円ですから、4倍以上ありますね。市の職員の保険料は31万5,000円ということですから、426万円の所得で31万5,000円の保険料を払っていると、割合は7.4%となります。

国保の世帯が93万円の所得から11万円の税金を払っている、市の職員は426万円から31万5,000円を払っている。割合で言うと、市の職員は所得の7.4%、国保世帯は所得の12%、所得が低い上に所得に対する国保税額の割合も、市の職員の共済組合の掛金に比べ

ても2倍近いです。ですから、負担が非常に重いということになるわけです。市の職員はよ過ぎるというふうに言っているわけではありません、これくらいが私は当然だというふうに思います。国保世帯がなぜこんなに高いのかと、これは国の問題ですけどね、構造的な問題があるというふうに思いますが、国保税がなぜこれほど高いか、当局としてはどういうふうに分析されておりますか。

○保険年金課長（石崎 聡君） お答えいたします。

国民健康保険税も、共済を含めたいわゆる一種の社会保険でございますが、病院等での医療費を初め、保険給付費を賄うために保険税や保険料がかかっているところであります。

国民健康保険は制度の構造上、社会保険と比べ所得の低い方が多くいることや、高齢者の占める割合が高いことなどで保険給付費が高くなり、また社会保険にはない、1世帯当たりの平等割や世帯の被保険者の人数に応じた均等割が付加されております。一方、社会保険では事業主が保険料のおおむね半額を負担しているものであります。

令和3年度の国民健康保険の決算においては、保険給付費に対し保険税の占める割合は約18.9%であり、残りの約81.1%は公費で賄われている状況となっております。所得に対する個人の負担割合では、国民健康保険のほうが高いものであります。事業主負担分を合わせた掛金では社会保険料のほうが割合は高くなるものです。保険給付費をほぼ保険料で賄っている社会保険と比較するのは、難しいものと考えております。

○18番（平野文活君） 質問したこと以外でお答えをいただいても、あまり意味がないのですね。国保税がなぜ高いかということについて、今の御答弁をかいつまんで言いますと、所得の低い人が多いと、それから高齢者が多い、したがって医療費が多くかかると。さらには国保以外の共済組合やその他の保険制度では、所得に対して保険料がかかるのであって、家族が何人おるかというようなことで保険料は変わらないわけですけれども、国保には、家族が多ければ多いほど保険料が高くなる均等割、あるいは所得がなくてもかかる平等割、こういうものがあると。これは共済組合やほかの健康保険にはない、国保独特の構造的な問題です。ですから、自ずから国保は所得に対して高い保険料を払わなければならない、そういう状況にあります。そうあって、大半の方々は一生涯懸命苦勞してこの国保税を納めているわけです。

そこで、基金の推移、加入者への還元についてお聞きをしたいというふうに思いますが、平成26年度決算での基金の残高と令和4年度末の基金の残高見込みについて、お伺いをしたいと思います。

○保険年金課長（石崎 聡君） お答えいたします。

平成12年度に基金条例を制定し、1億3,776万4,000円の基金を積み立てております。平成17年度には1度取崩しを行い、平成18年度からは約1万7,000円の預金利子のみとなっております。

国保の財政基盤は、制度の構造上脆弱な側面があり、法定外の繰入れを平成24年度、平成25年度、平成27年度の3か年行い、総額約5億5,000万円の赤字補填を行うなど、基金の積立てができなかったものであります。平成27年度以降、国保の広域化及びそれに伴う公費等の拡充により、近年は収支が改善され、平成29年度に1億2,896万5,000円を積み立て、令和4年度での基金残高は16億1,758万8,000円と見込まれるものであります。

○18番（平野文活君） 長野市長が就任する前の平成26年度の決算では、基金はもう事実上なかったと、1万7,000円だけと。ところが、この令和4年度末の見込みで言うと16億円だと。これは異常なため込み過ぎじゃないかと、私は思います。

そこで、この5年度の、令和5年度の税率改正が近くあるわけでありましたが、思い切ってこの基金を取り崩して、苦勞している被保険者世帯に広く還元をすべきだというふう

に思います。これまでも所得割が若干下がった、あるいは平等割、全世帯割が年間3,000円下がったというような、これは実績、長野市長の実績だというふうに思いますが、まだまだ16億円というのはやっぱりため込み過ぎだというふうに思うのですよ。思い切って全世帯、全加入者に行き渡るような引下げをしていただきたいと思います。改定のスケジュールをお伺いしたいと思います。

○保険年金課長（石崎 聡君） お答えいたします。

国民健康保険事業についての重要事項は、別府市国民健康保険運営協議会にて審議する必要があり、現在事務作業を進めているところであります。

今後のスケジュール感といたしましては、1月下旬から2月上旬に別府市国民健康保険運営協議会に市長が諮問し、協議を経て、2月中旬に運営協議会が市長に答申をいたします。その後、条例の改正などが生じれば、令和5年第1回市議会定例会に議案を上程することとなるものであります。

○18番（平野文活君） 2月の中旬にはその答申が出ると、そして3月議会を注目したいというふうに思います。

続いて、令和4年度、今年度から未就学児への均等割を5割軽減すると、これは国の制度ですけどね、そういう制度が始まりました。対象が461人だと、こういうお話であります。中学生まで広げたら1,341人だと、こういうことですが、思い切って別府市も対象年齢を市独自の事業として、せめて中学生ぐらいまで広げてほしいなと思いますが、いかがでしょう。

○保険年金課長（石崎 聡君） お答えいたします。

中学生までの均等割5割軽減を拡大した場合、令和4年10月末での対象者は、今おっしゃられた1,341人となります。減少額につきましては、1,293万2,730円というところでございます。

対象を拡大した場合は、この増額分に対する国、県の補填はなく、全て市が単独で負担することになります。国の制度上想定されていない市独自の軽減については、難しいものと考えております。

○18番（平野文活君） 日田市では、令和元年度から中学生までの均等割を5割軽減どころか全額無料にしておりますね。さらに今年度、令和4年度から佐伯では中学生までを5割軽減、津久見では未就学児まで全額無料にというようなことが、県下でもやられております。16億円も基金があるわけですから、せめて日田市並みのことはできるのではないかなというふうに思います。

困難だというお話がありましたが、財源的には十分可能だと、問題はやる気の問題かなというふうに思います。ぜひ、先ほど答弁のあった令和5年度の税率改正の際に、再度この問題についても議論してほしいということをお願いして、次に移りたいと思います。

介護保険の問題です。

これも令和3年度の決算に関連をいたしまして、加入者の数、あるいは1人当たりの保険料について、まず答弁をお願いします。

○介護保険課長（阿南 剛君） お答えいたします。

令和3年度末の介護保険被保険者数は3万9,030人で、1人当たり保険料額は5万9,482円となります。

○18番（平野文活君） 1人当たり、約6万円の保険料を納めているということですね。

また、所得段階について、1段階から9段階まであるのですけれども、世帯全員が非課税だというのが1段階から3段階、これがどのくらいの人数が、3万9,000人の加入者の中でどれくらいおるのか。それと、第5段階というのが本人非課税ですよ、1段階から5段階までが本人非課税です。高齢者自身は、家族に所得があっても、本人自身は税金を

納めるほど所得がないと、こういう方なのですけれども、その方々がどれくらいおるか、まず御答弁を願いたいと思います。

○介護保険課長（阿南 剛君） お答えいたします。

世帯全員が非課税であることが条件となります。第1から第3段階の人数が1万7,777人、第5段階まで入れますと2万5,156人となります。

○18番（平野文活君） 第5段階までが2万5,156人、加入者全体の64.5%です。つまり3人に2人の高齢者は、本人は課税するほど所得がないと、こういう方々が、介護保険の加入者としてはそういう方々が大半だということですね。3分の1の方は、何らかの所得があるということです。さらに所得のない人、普通徴収というふうに言われております。これは、年間の年金が18万円以下と、月に直せば1万5,000円以下ということになるのですが、そういう方々がこの3万9,000人の中でどれくらいおられるのか、あるいはこの方々の徴収率、そして徴収率を県下で比べれば、令和2年度の決算ではそれが出ていると思いますので、18市町村のうち何位なのか、お答え願いたいと思います。

○介護保険課長（阿南 剛君） お答えいたします。

普通徴収の人数でございますが、令和3年度末時点で数値で、資料ございませんので令和4年6月時点数値でお答えさせていただきますが、4,698人で徴収率は87.4%です。

県下比較としましては、令和2年度で言いますと、その当時徴収率85.4%で県内18位でございました。

○18番（平野文活君） 4,698人、加入者全体の12%が年間の年金が18万円以下ということですので。ですから、年金からの天引きができない、納付書で納めなければなりません。それでも87.4%の方、多くの方は保険料をきちんと納めているわけです。国保と同じように、やっぱり介護保険の加入者も非常に低所得者が多いということを物語っております。それでも、大半の人は保険料を納めてきたわけです。

その中で、基金の推移についてもお伺いしたい。市長就任前の26年度末の基金残高が幾らか、現在3年度末が幾らか、お答え願いたいと思います。

○介護保険課長（阿南 剛君） お答えいたします。

平成26年度末の基金残高は2億8,960万8,327円、令和3年度末時点での基金残高は11億6,387万1,232円となっております。

○18番（平野文活君） この7年間ですかね、でおよそ8億7,000万円以上基金が増えております。約4倍になったということです。この介護保険の基金ってというのはなぜ増え続けてきたのか、その要因についてお伺いしたいのですが、その第一はやはり値上げの影響だというふうに私は思います。平成30年度に値上げがありました。29年度の保険料収入と30年度の保険料収入ね、決算額で見るとどう違うのか、お答え願いたいと思います。

○介護保険課長（阿南 剛君） お答えいたします。

平成29年度保険料収入額は23億8,681万1,900円、平成30年度は24億9,461万2,100円でしたので、1億780万200円増加しております。

○18番（平野文活君） 値上げの影響によって、約1億円の保険料収入が増えたということなのですね。その当時、私どもは反対をしたのですけれども、値上げ前の平成29年度末の決算での基金残高は約6億6,000万円あったのです。ですから値上げの必要ないのではないかと私らは言ったのですが、値上げをされた。それも一つの一因になって、さらに基金は増えたわけです。

後どうするかという問題なのですけれども、第8期の計画を作る際に、基金があるから、それを取り崩せば保険料の値上げをする必要ないということで、保険料は据置きされました。その際の説明では、約10億円あった保険料のうち、5億円は取り崩すと、この3年間でね、第8期の期間で、そういうことを想定をしたと思うのですが、令和3年度の結果、

基金はどうなったか、お答え願いたいと思います。

○介護保険課長（阿南 剛君） お答えいたします。

令和3年度末時点での基金残高は、結果11億6,387万1,232円となっております。

○18番（平野文活君） つまり、約10億円あった基金が11億円で、約1億円また増えたのですよね。ですから、3年間で5億取り崩すというのを前提にして保険料を据え置いたのですが、実際はもっと下げられたのではないかなと思います。令和4年度の決算がどうなるのか、令和5年度の決算がどうなるかによって、最終的にはそれで決まるわけですが、いずれにしてもやっぱり国保と同じようにため込み過ぎだと、私は令和6年度からですか、9期計画が始まるのです。ぜひ、この9期計画では保険料の大幅値下げを実現してほしいというように思います。

といいますのは、多くの65歳以上の市民は自動的にこの介護保険には加入となるわけです。そして年間18万円以上の年金のある方は、有無を言わず年金から天引きされているわけですよ。ですから保険料は100%集まるのですね。そういう、もうそれこそ有無を言わずの制度になっているわけですから、10億円も12億円も基金をためる必要はないと私は思います。ぜひ、あと1年間十分議論をしなければなりません、大幅な引下げをすべきだと。

そして、これまでも質問の中でお願いしてきましたけれども、その利用料の減免制度ね、これもぜひ、これは9期の計画を待たずして、来年度からでもできるのではないかなと、私はこう思うのですけどね。ぜひそういう、全国どこにでもあるような制度、別府でも実現してほしいというふうに願います。第9期計画のこのスケジュールなり、考え方はどうなっているか、最後にお聞きします。

○介護保険課長（阿南 剛君） お答えいたします。

先般の予算決算特別委員会においても答弁した内容と重複いたしますが、令和3年度決算においては、コロナ禍における介護サービスの利用控え等の結果、当初見込んでいた歳出額より少なく、基金から切り崩す必要はございませんでした。しかし、令和3年度決算で130億円規模からなる介護保険事業の歳出総額は、ここ数年約3億円平均で増加傾向にある状況でございます。

今後につきましては、第8期計画3か年の残る令和4年、並びに5年度の支出状況の推移を見ながら、また国の制度改正の動向も注視しつつ、来年度開催予定であります第9期介護保険事業計画策定委員会において、また第9期は2025年問題の時期に入りますので、そこで今後の展望を見据えながら、しっかり議論したいと考えております。

○18番（平野文活君） 国保についても、あるいは介護保険についても、大きな、大幅な黒字を出す必要はないのですよ。極端なこと言ったら、赤字でもいいのです。その次の年度の収入でもって補うということもできますし、あるいは県レベルであるいは全国、県レベルであるかな、借入金制度なんかもあるのですね。ですから、本当にぎりぎりまで努力をして、値上げについては低く抑えて、やむを得ないと、みんなの納得の上で値上げするというのも、それはあり得るというふうに思うのですけどね。億の単位で基金を持つような制度ではないということは最後に申し上げまして、質問は終わります。ありがとうございました。

（議長交代、議長市原隆生君、議長席に着く）

○17番（黒木愛一郎君） 通告に従いまして、スポーツ行政についてから質問していきたいと思えます。

今回、ワールドカップサッカーカタール大会、日本中のみんながああ試合を見て、すばらしい戦いだっただと、格上のドイツに2対1で逆転勝ち、またスペインにも2対1の逆転勝ちと、予選リーグトップで決勝リーグに進み、クロアチアには残念ながらPK戦で負

けたということですが、本当に日本中がこの選手たちの活躍に沸いたのではないかなど、本当に感動をいただいた試合だったなと思っております。

また、サポーターのごみ拾い、これもテレビに映り、本当に日本人らしい誇り、礼儀、みたいなごみ拾いをやったということで、本当にこれをまた他の外国のサポーターの方々も、やはりごみ拾いをし出したと。本当にすばらしい、今回のこのカタール大会、選手にも、またサポーターの皆さんにもありがとう、感動したところでございます。

また、来年の3月にはWBC野球大会、また9月にはワールドカップラグビーフランス大会、またこれも選手たちに頑張ってもらい、日本中に感動を与えてもらいたいなと思っております。

そこで、スポーツ観光について質問をしていきたいと思っております。

別府市ではラグビーワールドカップ後、ラグビー日本代表や、リーグワンといわれる国内最高峰のプロチームの合宿が行われております。どのようなチームが来ているのか、実績を教えてください。

○スポーツ推進課長（豊田正順君） お答えいたします。

別府市では、ラグビーワールドカップ後、ラグビー日本代表のほか、現在のリーグワンのチームが令和2年度は5チーム、令和3年度は4チーム、令和4年度は5チームが合宿を行いました。

今年度のラグビー合宿に来ていただいた5チームの期間と参加人数を申し上げますと、三重ホンダヒートが13日間73名、日野レッドドルフィンズが8日間71名、横浜キャノンイーグルスが8日間65名、クボタスピアーズ船橋東京ベイが7日間75名、三菱重工相模原ダイナボアーズが7日間88名となっております。

○17番（黒木愛一郎君） このラグビーのワールドカップ後の、トップワンの合宿ということで、本当にこのスポーツに、ラグビーに携わってる子どもたちから見ると、やはり日本のトップが来るということはすごく子どもたちのためにもいいことだと思っております。

また、今年の10月に古希の野球大会があったようですが、その詳細を教えてください。また、そのほかに今年度別府市で開催された全国大会はどのようなものがあるのか、教えてください。

○スポーツ推進課長（豊田正順君） お答えいたします。

10月28日から11月1日にかけて、全日本古希軟式野球大会がございました。本大会は全国持ち回りで開催されておまして、今回初めて大分県で開催されました。全国から63チーム、約1,500名が参加し、別府市内、大分市内の野球場で盛大に開催されました。

また、今年度で開催された全国大会についてでございますが、べっぷアリーナでは4月1日から4月3日まで、全国高等学校剣道錬成別府大会があり、全国から100チーム、約700名が参加し、開催をされました。

今後も、来年1月に参加者2,000人規模の少年野球大会なども開催される予定となっております。コロナ禍ではありますが、主催者には十分な感染対策を取りながら大会運営をしていただいております。

○17番（黒木愛一郎君） 来年度以降も、これらの全国大会を誘致していく予定がありますか。

○スポーツ推進課長（豊田正順君） お答えいたします。

全国大会などの大規模な大会につきましては、経済効果も大きいこともあり、引き続き誘致をしていきたいというふうに考えております。

なお、べっぷアリーナでは令和5年7月から令和7年3月まで大規模改修を予定しており、トレーニングジムを除くアリーナ部分は使用できない予定となっております。大規模

改修が終了後、全国大会等の誘致をしたいというふうに考えております。

- 17番（黒木愛一郎君） ポストコロナを考えると、このスポーツ観光もやはり別府観光の大きな柱になるのではないかと考えますが、スポーツ推進課としてどのように考えているのか、お願いいたします。

- スポーツ推進課長（豊田正順君） 市民の皆様の施設利用促進とのバランスに配慮しながら、ラグビーにつきましては今後も合宿の誘致を継続してまいります。

また、観光課や各関係機関とも連携を取りながら、他のスポーツ合宿の誘致にも引き続き力を入れ、スポーツ観光を進めていきたいというふうに考えております。

- 17番（黒木愛一郎君） ラグビーの合宿、別府というところはそういうスポーツやる上で、病院があり、整骨院があり、治療院ですね、また癒しの温泉があるということで、本当にスポーツを観光として呼び込める環境が整っているのではないかと思いますけれども、ただ、今ラグビーにしるグラウンド整備、すごく立派なものができ、また先ほどの古希野球も別府球場、すばらしい設備が整っている、また子どもたちの剣道大会、アリーナもやはり結構すばらしい体育館ではないかなと。施設整備にやはり大変財政面では厳しいとは思いますが、やはりこういうところに少しずつでも、そういうキャンプ、合宿、キャンプなどを誘致できるように頑張ってもらいたいなと思っております。

また、先ほど古希の野球で、63チームですか、1,500人、本当にこの日、この4日間ぐらい別府のまちは夜のまちがにぎわっておりました。やはりこれは、先ほど言う経済効果も本当に大きいのだなと思っております。また、高校剣道100チーム、700名が今年あったと。また、来年度には2,000人規模の少年剣道大会ということで、やはり青少年を中心としたスポーツ観光を盛り上げていくことは、将来のリピーターにもつながると思うので、引き続き担当課としてよろしく願いをいたします。

ということで、この項は終わらせていただきます。

次に、総合型地域スポーツクラブ、これは私自身も一番に別府で先行した総合型地域スポーツクラブ、にこしんクラブの代表をしていますが、現在総合型地域スポーツクラブが別府市に幾つあり、どのような目的で事業を展開してますか、お願いいたします。

- スポーツ推進課長（豊田正順君） お答えいたします。

現在、市内では4つのクラブが活動しており、誰もがそれぞれの体力・年齢・興味・目的に応じて、いつでもどこでもいつまでもスポーツに親しむことを目的といたしまして、地域住民が主体的に地域のニーズに合ったスポーツ環境を形成していると考えております。

- 17番（黒木愛一郎君） このスポーツクラブも、最大で5つあったのが1つ減って4つになったと。クラブの存続には地域コミュニティーのつながりが大切ですが、財政的にも運営が厳しくなっているのは現実です。

また、スポーツ庁の制度改正の影響を受けた課題として、登録認証制度や中学部活動指導者の民間委託などのハードルもあります。今後のクラブの活性化について、どういうふうにお考えですか。

- スポーツ推進課長（豊田正順君） お答えいたします。

今後のクラブの活性化につきましては、既存のクラブに対し、認知度の向上や参加者の増加を図るための広報活動などの支援を行います。

さらに、クラブの創設支援を引き続き行います。さらに、4つのクラブが互いに情報を共有し、人が行き来するイベントの実施などを考えております。

- 17番（黒木愛一郎君） 今の答弁にもありますように、広報活動、また4つのクラブの相互の情報を共有するというので、本当にだんだんこの総合型地域スポーツクラブという声が少なくなっているのではないかなと思っております。別府市スポーツ推進計画に

も、この総合型地域スポーツクラブの普及とあります。やはり、地域のためにより一層の力を、担当課としてお貸しいただければありがたいなと思っております。

別府市には、自分たちが暮らす地域の安全・安心を守ろうと住民が力を合わせた、主体的に地域づくりを行うひとまもり・まちまもり協議会が新たな地域コミュニティとして活動しています。この協議会の中に総合型スポーツクラブを組み込んで、スポーツを通じて地域の特性を生かしたまちづくりを行うのはどうでしょうか。

○市長公室長兼自治連携課長（山内弘美君） お答えいたします。

別府市では、7つのひとまもり・まちまもり協議会が新たな地域コミュニティとして、地域の特性を生かしたまちづくりに取り組んでおります。多世代による総合型地域スポーツクラブが既に協議会の構成団体となって、主体的に協議会活動を担っている協議会もあります。スポーツをまちづくりの重要な要素と考え、地域住民による様々な団体が相互に発展、活性化する協議会の組織づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○17番（黒木愛一郎君） この総合型地域スポーツクラブの趣旨というのは、やはり地域で子どもを見て、お年寄りを大切にしていこうということから始まりました。立ち上げて私どもも14年になりますが、何がよかったのかなと今考えているのに、一番はスポーツをやる子どもたちのお父さんお母さん、こういう若い人たちが総合クラブのおかげで地域に参加してきたと。その上で、このひとまもり・まちまもり協議会ができ、いい意味で一緒になってやっていけているのではないかなと私は思っております。

今後とも、地域が一つになるように私どもも一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、御協力のほどよろしく願いいたします、この項を終わらせていただきます。

次に、今後の子ども支援ということで、まちづくりの中核にはお年寄り子どもが据えられて、地域愛を育み、全ての人々が楽しく豊かな人生を送るのが理想だと思います。子ども食堂が数多く運営されていることのように、必ずしも幸せな生活を送る子どもたちばかりではないと思います。

子どもの支援について質問したいと思っておりますけれども、子どもに関する支援はいろいろあると思います。子どもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、各課でその都度必要な支援を行っているところだと思いますが、子どもにとって、家庭というのが一番の基盤だと思っております。子どもと親の成長を支援すること、これは子どもの未来につながります。

そこで、今後の子ども支援に関し、別府市としての方向性について説明をお願いいたします。

○市民福祉部次長（宇都宮尚代君） お答えいたします。

子どもの困難は、子どもの要因だけではなく、家庭の要因であったり環境の要因であったりと複合的に重なり合って表出しています。1人の子どもや家庭に、複数の関係課が関わっていることもございます。

今後の子ども支援の方向性としては、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、誰一人取り残さず、抜け落ちることのない包括的な支援を目指しております。次年度以降、子どもに関するデータの一元化を図り、実装検証しながら子ども見守りシステムの構築を行います。

子ども本人などの権利・利益の保護にも十分に配慮しつつ、対象とする子どもを広げていき、表出している課題の対応だけではなく、子ども見守りシステムを活用する中で見守りを続け、予防的な関わりを強化すべく、支援の必要性が想定される子どもや家庭への早期対応を行っていきます。

○17番（黒木愛一郎君） 今の社会ですね、コロナ禍ということもあって、子育て世代はもちろんのこと、これからも子育て世帯を取り巻く環境は大変だと思います。

昨日、私の孫、3歳の孫が海の星幼稚園で、おじいちゃんおばあちゃんミニクリスマス会というのがあって、ここの手束議員のところも3歳のお子さんが、お孫さんがいて、一緒に見てきました。本当に子どもたちの遊戯、歌、たくさんのおじいちゃん、おばあちゃんが来て、本当に皆涙流しながら、ああ、すごかったな、よかったなど。本当に手束議員ともいつも話したりするのですけれども、やはり子どもは宝なのです。やはり子どもたちのためだったら何でもしてあげたい、子どもにつけを残さないようなことを我々も考えていかなければならないのだと、手束議員とも話しましたけれども、これはここにいる議員の皆様方も同じ考えでいるのではないかと考えております。

先般の9月議会で、国の物価高騰追加対策を受けて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ということで、市長がいち早くこの子どもさんたちの学校給食、これ半額にした、保育園の5歳児から幼稚園、中学校、高校、これはもう保護者から、本当にたくさんのごい、ありがたいという言葉をいただいております。子どもに対するいろんな面で、やはりお金もかかっていくでしょうし、大変な中で、この給食費半額というのは、本当に市長の英断の中で、どこよりも早くやってくれたということは本当にすばらしい、感謝申し上げます。

また、熱中症対策、これもやはり小中学校の体育館の空調整備、これもやはり子どもが過ごしやすくなる環境を大人が考えていかなければならないなど、本当に思っております。別府市の組織として、こども部ができることは賛成です。こども部の創設について、その意図を説明してください。

○市民福祉部次長（宇都宮尚代君） お答えいたします。

このたび、国の令和5年4月1日こども家庭庁創設に伴い、別府市におきましても常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組、施策を社会の真ん中に捉え、子ども真ん中社会の実現に向けて、子どもの成長を後押しできるようこども部を創設いたします。

独立した部局として、これからの子ども支援施策を推進していくものでございます。

○17番（黒木愛一郎君） 子どもと言っても妊娠・出産・新生児期・乳幼児期・思春期・青年期と一連の成長過程がありますが、その成長過程において様々な学びや体験ができ、別府の子どもたちが幸せな状態で成長できることを願っております。

このこども部においては、どのように子育て支援に取り組んでいきますか、お願いいたします。

○市民福祉部次長（宇都宮尚代君） お答えいたします。

これまで妊娠期から子育て期にかけての相談支援体制を強化するため、令和2年4月に別府市子育て世代包括支援センター、並びに子ども家庭総合支援拠点を設置いたしました。子どもやその家庭が抱える不安や困りについて寄り添い、関係機関と連携して情報提供や切れ目のない支援を行うよう、努めているところでございます。

こども部におきましては、子どもの一連の成長過程において、安全で安心して過ごせる多くの居場所を保ちながら、身体的・精神的・社会的に良好な状態の中で成長できるよう、家庭・学校・関係機関・地域などと一体的に取り組み、さらなる子育て支援の体制強化を図りたいと存じます。

○17番（黒木愛一郎君） 国のこども家庭庁創設に伴い、子ども真ん中社会が実現したと。また、そのためのこども部を創設したということですが、先ほど答弁で家庭・学校・関係機関・地域等と一体的に取り組み、さらなる子育て支援の体制強化を図りたいということで、本当に子どもにとって、我々大人が、周りが大事にしていくべきではないかなと思っております。

また、今毎日のようにテレビで、保育園において複数の保育士による1歳児への虐待と、

こんな考えられないことが現実起きて、担当課におかれましても、バスの置き忘れのときも担当課としてすぐ対応したということです。この件に関しては、30歳、38歳、39歳の中堅の保育士、保育士というのはやっぱり子どもが好きでなっているのではないかなど思っております。そうした人たちが、何で1歳児の虐待と。もちろん、テレビで聞いた中では、コロナ禍の中でいらいらしている。だからそういういらいらとか、何があるが担当課として、そういう精神的な面もやはりしっかり指導していってほしい。また、園の隠ぺい、こんなことがあっていいものかと。やはりそういうところも厳しく指導していってほしい、これはもう、誰もが、まさかこんなことと思っておりますので、今後ともよろしくお願いたします。

こども部の設置と、子どもに、支援については期待をしております。ぜひとも、成果としてふるさと別府を担う、地域を愛し、まちに貢献する子どもを地域と一緒に育てていければと思うところであります。ありがとうございます。

また、次長におかれましては、私糖尿でちょっと目が悪くて白内障も入ってて、見えないのだと言うと、大きな字で質問書、答弁を出してくれました。この優しさが、やはりさすが子ども、子育て支援。次長、やはり子どもには大切なこの優しさをもっともっと期待して、頑張ってください。ありがとうございます。

次の項に行きたいと思えます。高齢者は頑張ってください。

次です、3、ミサイル発射時の別府市の対応と、災害時の対応、防災士の活動、これはもう続けて質問していきたいと思っております。

これは安心してお客様を温かく迎え、きれいな別府を、次世代を担う子どもたちと持続していきたいところでありますが、今年になって北朝鮮からの弾道ミサイル発射等が多く、10月3日朝には東北地方、宮城県、山形県でJアラートが鳴ったと聞いております。現時点では、別府市ではミサイルによるJアラートが鳴ったことはありませんが、テレビ等でJアラートの報道がなされ、不安を感じる市民も多いと思えます。

また、新聞報道によると11月16日、全国的にJアラート訓練が行われたと。隣の大分市さんでは、ミサイル攻撃を想定した実働訓練が実施されたということです。

そこで、Jアラートとは何か、またどのような状況になれば市内でJアラートが鳴るのか、御答弁ください。

○防災危機管理課長（中村幸次君） お答えいたします。

Jアラートとは、全国瞬時警報システムの略称・通称でございます。通信衛星と市町村の同報系防災行政無線や、有線放送電話を利用し、緊急情報を住民に瞬時に伝達するシステムのことであります。

Jアラートで住民へ伝達する情報は、地震情報・津波情報・火山情報・気象情報・有事関連情報などがあります。Jアラートの情報伝達がなされますと、自動的にエリアメールや緊急速報メールでスマホ等へ、また沿岸部に設置されていますサイレンスピーカーから情報を伝達することになります。

今回御質問の、ミサイル発射の関係で御説明いたしますと、弾道ミサイルが発射され大分県、また近隣県の上空を通過するなど飛来する可能性があるかと判断した場合に、Jアラートにより弾道ミサイルが発射された旨の情報伝達と避難を呼びかけることになります。その後、弾道ミサイルが落下する可能性があるかと判断した場合には、続報といたしまして、直ちに避難することを呼びかけるとともに、落下遅刻や落下場所を知らせることになっております。

○17番（黒木愛一郎君） 市内でJアラートにより情報伝達が行われた場合、市民はどのような対応をすればよいのか、また別府市ではどのような体制で対応するのか、御答弁お願いたします。

○防災危機管理課長（中村幸次君） お答えいたします。

Jアラートにより情報を受け取った場合には、1、屋外にいる場合は近くの建物の中、または地下などに避難していただきたいと考えております。2として、屋内にいる場合はより頑丈な建物や地下に避難し、それができなければできるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動するなどの行動が必要となります。

次に、市の体制につきましては、大分県からの情報提供や指示など、大分県と連携した対策を取ることとなります。別府市国民保護計画に基づき、Jアラートが鳴った場合には災害対策連絡室を設置し、ミサイルの上空通過によって落下物の可能性がある場合には災害警戒本部に移行、また落下物があり、また着弾した場合は災害対策本部に移行して、弾道ミサイル発射に対する体制、対応をすることとしております。

○17番（黒木愛一郎君） 実はこの質問は、私どもひとまもり・まちまもり協議会の中の防災士会の中でこういった話が、有事の話が出てまいりました。災害対策本部が立ち上がり、対応することとしていますが、そのときに防災士が地域防災のリーダーとして対処しなければならないわけです。防災士の想定では自然災害、地震や水害などに対処する学習や訓練は行っています。ただ、この有事の災害や、私の地元の光町で12年前に起こった大火災などは想定されていないのです。火事の際は、私ども自治会や有志によって何とか対応できました。

別府市では、平成21年度から行政で費用を負担するなどして、防災士の資格取得に努めてきたと聞いております。その結果、市内の各自治会でも防災士が増え、災害に対する備えを進めていると思っております。

そこで、市内の令和3年度末現在の防災士の数、男女比、平均年齢等を答弁ください。また、これまでの防災士の資格取得に対する方向性の経緯など含め、防災士の役割について御説明願います。

○防災危機管理課長（中村幸次君） お答えいたします。

防災士制度は、平成7年の阪神淡路大震災での民間力の活動を機に、地域の防災力の担い手として、平成11年に当時のNPO法人防災情報機構が防災士制度を提唱したのが始まりで、平成15年10月に216名が防災士として認証されました。

防災士教本によりますと、防災士とは、自助・共助・協働を原則とし、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識、技能を取得したことを日本防災士機構が認証した方というふうになっております。

防災士の役割につきましては、平時においては防災意識、知識、技能を生かして啓発に当たるほか、大災害に備えた自助・共助活動等の訓練や、防災と救助等の技術の錬磨などに取り組む、2、災害時には所属する団体や地域からの要請により、避難や救助・救命・避難所の運営などに当たり、行政などと協働して活動することです。しかしながら、弾道ミサイル発射時等有事の際の役割については想定されておられません。

別府市では、平成21年度から防災士の資格取得に対する助成補助制度を導入し、防災士の育成に取り組んでいるところであります。具体的には、各自治会からの推薦をいただき、その方々に対し大分県と費用を案分して助成・補助するもので、教本代、受験料、合格時の認証登録料を負担しております。令和3年度末現在での防災士の登録人数は360名で、男女比につきましては男性約77%の277名、女性約23%の83名、平均年齢につきましては61.2歳となっております。

また、過去5年間の助成補助の対象者の推移は平成29年度が26人、平成30年度が31人、平成元年度が5人、令和2年度が10人、令和3年度が10人でありました。

これまでの防災士の資格取得に対する方向性の経緯につきましては、近年防災士の人数を増やすことよりも、既存の防災士のスキル向上に努めてまいりましたが、各自治会か

ら寄せられる意見等に応えられるように、新規に防災士の資格取得者を増やしながらスキルアップも同時に行うことで、防災士の課題の解決に向け、取り組む予定でございます。

- 17 番（黒木愛一郎君） 登録人数は 360 人と、男女比は男性が 277 名、女性が 83 名、女性が増えるということは本当に防災士という支援する中で、女性がやっぱり増えてくるというのは本当にありがたいなと思っております。

また、世代別で見ると 30 歳未満が 2 名、30 代が 25 名、40 代が 51 名、50 代が 62 名、60 代が 101 名、70 代以上が 119 名、本当に人数は増えているのですけれども、やはり本当に、各自治会が防災士を増やすだけのことをやってきたこともあるのではないかなど。私ども、10 月 23 日の日にひとまもり・まちまもり協議会の中で防災士会があって、やはりそのときに、事務局長が何度連絡しても返事も帰ってこないという方が本当に多くて、やはりこういっただけ増やすだけのことは、私はどうなのかなと思っております。

先ほど答弁の中に、防災士の人数を増やすことよりも一種のスキルアップということは、本当にそういうところに力を入れていてもらいたいなと思っております。防災士に対する課題等は何かありますか。また、課題があるとすればどのような改善を取っているか、また今後について御答弁お願いいたします。

- 防災危機管理課長（中村幸次君） お答えいたします。

先ほど答弁したとおり、平成 21 年度から防災士の育成を推進しております。防災士の課題といたしましては、日本の社会問題と同様に防災士の高齢化、最長の方は 83 歳という方もいらっしゃいます、が進んでいること。2 として、資格を取得したものの、各自の事情により防災士としての活動ができないということ。3 点目といたしまして、コロナ禍のため十分な訓練ができない、また参加することができないことなどであり、万が一に災害が発生した場合の対応に危惧しているところであります。

地域の活動の一つとして、防災に対する知識を取得し、防災士の資格を取得していただいているわけですから、万が一に備え防災士の役割を再認識し、活動していただきたいと考えております。防災士にはこのような課題があり、また、年々災害が巨大化していくこともあり、平成 30 年度から年次計画で防災士の研修受講制度をスタートし、防災士個々のスキルアップに努めているところであります。

防災士の育成目標といたしましては、防災士を A 級から C 級に区分いたしまして、現在の防災士の資格取得者全ての方をまず C 級と位置づけ、研修等を通じながら B 級、A 級へとステップアップしていただく仕組みを構築しております。A 級となつていただいた防災士には、地域の防災リーダーとして防災訓練の企画立案、実施、運営を行っていただくとともに、また B 級、C 級の方の指導をお願いしたいと考えております。

繰り返しとなりますが、阪神淡路大震災時のように、災害時の対応は行政だけでは難しい面があり、民間力が重要となります。民間力、つまり地域力が必要となりますので、防災士には災害に対して地域での自助・共助を担っていただき、地域力の向上に努めていただきたいと思いますと考えております。引き続き、防災担当部署といたしましては、防災士の育成を通じまして地域力の向上に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

- 17 番（黒木愛一郎君） 答弁ありがとうございます。私たちも地域の安全・安心のために、防災士を増やすことは大事だとは思っておりますが、やはり若い人の参加に期待したいところもありますので、担当課としましても、そういうところを本当にこれからの防災士育成について考えていてもらいたいなと思っております。

今回、別府市の Jアラートへの対応や、防災士の活動から防災について質問をさせていただきました。先ほども言いましたが、防災士には有事対応が含まれていないのです。では、有事対応の場合は市当局のみで行うのですか。そうではないと思います。やはり、別府市独自でもよいので、有事対応のマニュアルを作ってもよいし、または防災士の全国組

織に訪ねて、見ていただきたいと思っております。ウクライナの例も日本で起こらないとは限りません。日本国民は有事に対する認識が希薄なのではないでしょうか。防災士会のメンバーで話していたときに、昔のイギリスの政治家の言葉に、最大の福祉は国防であるというような皮肉な言葉があったそうです。ことは別府市だけの問題ではありません。国の問題となりますが、別府市の最高責任者、市長、何かお考えがあればお願いいたします。

○市長（長野恭紘君） お答えさせていただきます。

まず、防災士の皆さん方、日頃から地域の中で防災に関しての啓発、また様々な活動を率先して行っていただいております。本当にこの場をお借りして、感謝を申し上げたいというふうに思います。

国防、国の守りのことについては、これは国の範疇だとは思いますが、ただ、結果として国民は市民であって、周りをこれだけ、防衛白書なんか防衛省から私説明を毎年受けますが、非常に危険な状況に周囲はなっていると、何があってもおかしくない、避難民の方々が大量に押し寄せるような状況もあり得ますと、こういうことも言われております。

結果として、市民の皆さん方が危険にさらされることないようにしっかりと想定をすると、国の備えは国にしっかりとやってもらって、その情報を共有して、我々市民も情報を持って、そうなったときにはどういうふうな活動をしなければいけないと、避難行動を取らなければいけないと。これは災害でも同じですし、不測の事態に備えるためにはやはり日頃からの備えが大事だというふうに思います。その先頭に立っていただくのが防災士の方々に、有事の際の明確な規定がないということでもありますけれども、しかしエキスパートとして、それぞれの、先ほど議員が言われたようなひとまもり・まちまもり協議会でも防災士会を結成していただいているようなところもあります。

そういったところで、有事の際においても防災士の方々が中心となって日頃からの備え、また今様々な地域で避難所の運営訓練みたいなこともやっていただいております。実際にこれやると、本当にいろいろな課題が抽出をされて、やはり思ったとおりに動けないものだなということが改めて分かってまいります。

こういったことも通じて、徹底的な検証をする、準備をするということをやっていくのに、やっぱりこれからも防災士の皆さん方に、エキスパートとして地域の防災リーダーとして活躍していただきたいと、そのために我々も引き続き連携を取りながら、しっかりと役割を果たしていくということが自助・共助・公助、これをフルに活動、回転させていくということが何より大切だというふうに思っておりますので、引き続きまして皆さん方の御支援をいただきながら、役割を果たしていきたいというふうに思っておりますのでございます。

○17番（黒木愛一郎君） 市長、ありがとうございます。本当に私たち、有事に対することは、この小さな我々の地域の防災士会の中で、これはちょっと市長に聞いてみようということで、大変難しい答弁だったなというのはもう、誰もが分かっていることですし、やはり国からのいろんな面の指導、今市長が言われたように、我々もやっぱりみんな真剣に地域の防災ということで、やはり地域の皆様方の安全・安心を守っていくためにも、今後とも一生懸命頑張っていきたいと思っております。

本当に、市長、ちょっと難しい質問、申し訳ございませんでした。市長を初め、両副市長、そして部課長の皆さん、市の職員の皆さん、コロナに負けず、風邪を引かないように気をつけて、市民の皆様のために頑張ってください。

終わります。ありがとうございます。

○議長（市原隆生君） 休憩いたします。

午後2時43分 休憩

午後3時00分 再開

○議長（市原隆生君） 再開いたします。

○11番（穴井宏二君） 11番、穴井でございます。引き続き、一般質問を行わせていただきます。通告どおりの順番で行いますので、よろしく願いをいたします。

まず、新型コロナウイルスワクチン接種につきまして質問いたします。

新型コロナウイルス発生より間もなく丸3年を迎えようとしておりますけれども、これまでの間、市におきましては個別接種、また集団接種、職域接種など、様々なケースにおきまして対応してこられました。市民の命を守る活動に、心から敬意を表したいと思っております。

さて、今、今年の夏の第7波から現在の第8波に至る間、ワクチン接種はどのように対策を進めてきたのか、最近の状況を教えてもらいたいと思います。

○いきいき健幸部次長（大野高之君） お答えいたします。

これまでは新型コロナウイルスの感染流行に合わせて接種を実施しておりましたが、第8波を迎えるに当たっては、あらかじめワクチン接種を済ませることで、ウイルスに対する抵抗力を高め、感染拡大を抑制する方針を国が打ち出しました。10月以降は、重症化予防効果が従来のワクチンを上回る、オミクロン株対応ワクチンによる令和4年秋開始接種を、本市では市内医療機関と集団接種会場で進めております。

また、10月末に対象年齢が生後6か月の乳児まで拡大されたことを受けて、11月28日から市内医療機関で乳幼児に対する接種を行っております。

○11番（穴井宏二君） それでは、コロナワクチンの接種率でございますけれども、現時点の年代別の接種率、これはどうなっていますでしょうか。

○いきいき健幸部次長（大野高之君） お答えいたします。

11月末時点の3回目接種率で申しますと、60代以上は87%、50代76%、40代65%、30代57%、20代55%、10代以下で25%、全体の接種率は全人口比で68%となっております。

また、65歳以上の高齢者では3回目接種が90%、4回目接種が76%、5回目接種で10%の方が接種を完了しております。

○11番（穴井宏二君） ありがとうございます。

それでは、大事なことは今5回目まで来ておりますけれども、まだ1回も打ってない方とか、1回目打って2回目、3回目打ってない、受けられていないと、様々な事情があると思っておりますけれども、そういうふうな未接種者への啓発、推進、これはどのようなことをしてるのか、アンケートなどを取るなどしてワクチン接種につなげている自治体もあるようでございますけれども、この啓発はどうされておりますか。

○いきいき健幸部次長（大野高之君） お答えいたします。

ワクチン接種は強制ではなく本人の判断によることから、接種開始当初より、市報やホームページ、LINE等で接種の必要性、接種方法等をお知らせしてまいりました。

また、接種の際にお届けする接種券に同封したリーフレットにも、詳細な情報を掲載しております。

未接種者への個別通知等は行っておりませんが、現時点で新型コロナワクチン接種事業は2023年3月で終了することも踏まえ、情報発信を行ってまいります。

○11番（穴井宏二君） そうですね、未接種者の方へしっかり推進をしてもらいたいと思います。様々な仕事の事情とか、御病気とかあると思っておりますので、訪問活動を行ったりとか、様々な工夫して推進をお願いしたいと思います。

それで、またちょっと別な観点から、ほかの自治体におきましては、LINEアプリを使って簡単に情報が入手できるような取組を行っているところもございます。チャット

ボットを使って、市民の方からの問合せにスマホで答えるだけで、1回目、2回目、3回目、4回目と接種が違った対応になりますので、そういうふうなのをLINEのチャットボットを使って、容易に情報を提供している自治体もあるようでございます。私もちょっとやってみたのですけれども、文章を目で追って読んでいくよりも、LINEのチャットボットでしたら何回も反復してすぐ読めますので、そういうふうなチャットボットを活用したような取組を今後検討してもらいたいと思いますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○いきいき健幸部次長（大野高之君） お答えいたします。

事業開始当初、情報政策課からLINE上でワクチンの質問と回答をやり取りするチャットボット機能を付加する提案がございましたが、集団接種会場開設などの業務に手を割かれ、実現に至りませんでした。

今後、情報発信の方法の一つとして活用を検討してまいりたいと考えております。

○11番（穴井宏二君） ぜひ、よろしくお願いいたします。

それから、市民の方からの、保護者の方からの声があったのは、このワクチン接種におきまして、3回目だったですかね、小中学生において、授業やまた部活とか塾などでどうしても接種に行く時間が作りにくい、作れなかった、また学校を早引きして行かざるを得なかったというふうなお声がありました。

そういう場合に、コールセンターにも電話して要望したそうなのですが、どのような体制を講じて今やっているのか、そこら辺はどうなっていますでしょうか。

○いきいき健幸部次長（大野高之君） お答えいたします。

15歳以下のお子さんは、ほかの予防接種と同様に市内小児科医で接種していただくこととしております。各院では、通常診療やほかの予防接種の日程と調整しながら新型コロナワクチンの接種日時を設定しており、夜間や休日の接種機会の設定は困難でありました。

現在実施している令和4年秋開始接種では、12歳以上に限られますが、集団接種会場の夜間接種対応を御利用いただくことが可能となっております。

○11番（穴井宏二君） 分かりました。ぜひ、よろしくお願いいたします。

それでは最後に、この新型コロナワクチン接種事業が開始されて1年8か月経過しようとしておりますけれども、今までどのような課題があったのか、また今後どのように生かしていくのか、行っていくことになるのか、総合的な観点から総括をお願いしたいと思います。

○いきいき健幸部参事（内田 剛君） お答えいたします。

新型コロナワクチン接種は、全世代の住民を対象として行われた未曾有の事業であったため、様々な課題が浮き彫りとなりました。接種予約はインターネットと電話での予約としましたが、接種開始当初はコールセンターにつながりにくく、大変御迷惑をおかけしたことなどがございました。

また、突然の接種間隔の変更など、度重なる制度変更により混乱が生じたこともありました。そのたびに迅速で正確な情報発信が必要となり、必然的にインターネットを中心としたお知らせとなりましたが、インターネットを使用されない方が多い高齢者世代へは情報が届くまでに時間がかかることが課題としてございます。市報やケーブルテレビでのアナウンスと合わせ、議員の皆様、自治委員、民生委員の皆様へ情報提供を行い、地域へ伝達していただくなどあらゆる手段を講じて情報発信に努めてまいりましたが、全世代の方に迅速に情報をお届けするという事は、本事業に限らず今後の行政の課題であると受け止めております。

現時点の国の方針では、新型コロナワクチン接種は来年3月31日までとなっております。接種期間が残り少なくなっておりませんが、今後できるだけ速やかで正確な情報

発信と円滑なワクチン接種に努めてまいります。

- 11番（穴井宏二君）ありがとうございます。今までの第8波までの、本当に昼夜を分かつた対応に敬意を表しまして、この質問を終わりたいと思います。

では、続きまして高齢化社会における市民の移動手段について質問したいと思います。よろしくお願ひします。

これにつきましては、私も行政視察で福岡の小郡市に行ってきましたので、その点も併せて述べまして質問したいと思います。

今、人口減少や自家用車の普及などによりまして、利用者の減少や運転者不足によって、バス路線の廃止など公共交通の縮小が進んでおります。また、高齢化の進展に伴って免許返納者の増加も見られます。また、子どもと同居する世帯が減少しまして、一人住まいになって、移動手段を持たない高齢者も交通弱者として増加をしております。また、買い物や通院など日常生活の交通手段の確保、これからますます重要になってくると思ひます。

これから、一定の間高齢化が進む中で、その交通手段の確保、非常に大事になってくると予想されますけれども、この課題の解決に向けて、現在までどのように取組を行ってきたのか、また、その取組を踏まえて将来に対する課題の認識はどういうふうにお持ちなのか、御答弁をお願いしたいと思います。

- 政策企画課長（行部さと子君）お答えいたします。

年齢的な理由や身体的理由などで移動手段を持たない、いわゆる交通弱者の移動手段確保は重要な課題であり、これまで東山地区や大所小坂地区で、デマンド型乗合いタクシーを運行したほか、今年度内成棚田バス路線廃止に対する緊急措置としてのコミュニティバス運行を開始し、中山間地域において交通の空白を避けるため、移動手段の確保に取り組んでまいりました。

しかし、人口減少に加え、コロナ禍の影響により減便や路線縮小が続いている状況から、地域公共交通計画を策定するに当たり実施しました市民アンケートによる生活行動分析や、公共交通の需要推定では、市街地においても市民ニーズに応じた公共交通サービスの供給度が低い地域が発生しており、今後地域の意見を聞きながら解消に向け取り組んでいかなければならない喫緊の課題であると認識しております。

- 11番（穴井宏二君）分かりました。

視察に行きました福岡県の小郡市におきましては、高齢者の買い物、また通院、また市役所への用事など、日常生活の移動手段を確保することを目的としまして、市と協働のまちづくり協議会、また地域住民の協働で、市がバスを、マイクロバスですね、10人乗りのバスを貸与することで、運行している自治会バスというのをやっております。

この運行の主体は、複数の自治会で構成する自治会バス運行協議会というのがあるらしいんですけども、そこで運行ルートや運行便数などを決めまして、アンケート等を取りながら、住民のニーズに寄り添った形でバス停などを決めてやっているそうでございます。運転手は、地域住民の方々がボランティアで募って運転をしているということでございまして、ボランティアと言っても若干の手当と申しますか、それはお支払いしているようでございますけれども、そのようなことです。

また、運行費は自治会の中から負担はされるようになっておりまして、市民、また利用者にとっては、ワンコインバスならぬゼロコインバスって、実質ゼロ円で乗れるということですね、そのような仕組みになっているようでございます。小郡市の、市としては車両の無償での貸出し、また燃料費等の負担、協働のまちづくり協議会への補助金交付などの支援のみで、財政負担は極力抑えられていると。数十万円単位、100万円行っていないようでございますけれども、そのように財政負担は抑えられているようで、おっしゃってお

りました。

別府市におきましても、今後も公共交通の縮小、また減便等が予想される中でございますけれども、高齢者など交通弱者の方の移動手段の確保策として、市の財政負担を極力抑えつつ、小郡市のような、小郡市の例のように自治会を運行主体とした自治会バス、ゼロ円バスってびっくりしたのですけれども、そのような自治会バスを有効な手段として前向きに検討していったらどうかと思うのですけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

○政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

高齢者の移動支援につきましては、近年他の自治体においてもコミュニティバスや乗合いタクシー、デマンドバス等の運行など、様々な取組が実施されておりますが、中には利用者が少なく、財政負担が許容できないほど増加した結果、見直しを迫られるケースも発生しております。

そのため、利用者の利便性を考慮し、地域のニーズに合った交通手段であるとともに、財政面においても持続可能性が求められ、この持続性ある運行に向けては、市と事業者と住民が協働しつつ、役割を分担していくことも必要であると考えております。

昨年度策定いたしました地域公共交通計画で課題が明らかになった地域については、人口集積や地形等の面から、優先される地域において既に協議を開始しておりますが、計画では交通不便地域において市民協働を基本とした多様な交通手段を検討する方針を示しており、小郡市の例も選択肢の一つとして参考に、住民の意向を尊重しながら事業者と調整し、地域に最適な持続可能性のある移動手段を確保していきたいと考えております。

○11番（穴井宏二君） 視察に行った折に、運転手がボランティアでしていただいているということで、この運転手の確保がやっぱり一つの課題であるなどおっしゃってございました。また、無料で乗れる、ゼロ円で乗れるということで、なぜゼロ円にしたかということ、10円でもお金を取ると、道路運送法の規制にかかってしまってなかなか自由な裁量で運行することができない、規制がかかるということでゼロ円にしたそうでございます。

そういう中で、住民の方の声として、自治会バスのおかげで出かけられるようになった、人生観が変わった、また家族に気兼ねせずに1人で外出できるようになった、また自分が数年後に自動車免許を返納しても安心である、そういうふうな声がありました。また、ボランティア運転手の声としては、地域のお役に立ててうれしい、また利用者との交流など励みになるという、そういうふうな声もありましたので、ぜひともこういうふうな自治会バス、ゼロ円バスも地域性を考えながら、またアンケートを取りながら、お声を聞きながら検討していただきたいと思っております。最近では、高齢者だけではなくて若い世代の方も利用するようになったということで、非常に喜んでおりました。

以上で、この項はこれで終わらせていただきます。

続きまして、重層的支援体制整備事業について質問をしていきたいと思っております。

社会福祉法が昨年改正されまして、重層的支援体制整備事業がスタートしました。市町村の手挙げ方式による任意事業となっておりますけれども、重層的支援体制整備事業は、子ども・障がい・高齢者・生活困窮といった分野別の支援体制では対応し切れないような地域住民の複雑化、また複合した支援ニーズに対応するための支援体制を構築するものであると言われておりますけれども、このような課題や制度のはざまのニーズに対応するために、包括的な支援体制の整備を目指していると思っておりますけれども、市としてこの事業に取り組むことによって何が変わっていくのか、そこら辺を答弁してもらいたいと思っております。

○高齢者福祉課長（入田純子君） お答えいたします。

重層的支援体制整備事業は、高齢・障がい・子ども・生活困窮において、現状の分野別の支援体制では対応が困難であります、地域住民が抱える複雑化・複合化したニーズに対応できる包括的な支援体制を構築するため、相談支援、地域づくり、参加支援の3つの事

業を一体的に実施するものです。

この事業を実施することにより、例えばひきこもりやごみ屋敷の問題など、法や制度のはざまのニーズや複合的なニーズを抱えた世帯などに対して、関係部署、関係機関はもとより、地域の力も活用し、問題解決に向けて重層的に支援できるようになります。

- 11番（穴井宏二君） 答弁いただいた中で、地域の力も活用してとありましたけれども、一番よくひきこもり、ごみ屋敷等事情を知っているのは地域の方でございますので、しっかり連携を取っていただいて、助けてあげていただきたいなと思います。

では、福祉まるごと相談窓口についてでございますけれども、今この福祉まるごと相談窓口が各自治体でだんだんと広がってきております。既に重層的支援体制整備事業に取り組んでいるようでございますけれども、私も佐賀市のほうにちょっと視察に行かせていただきました。佐賀市のほうでは、数年前からこの重層的支援体制整備事業の中で、福祉まるごと相談窓口を平成29年からスタートしているようであります。スタートする前に比べたら、相談が格段に増えた。窓口を設けてやったことによって、倍増とはいかないまでもかなり増えたようでございます。

相談してくる相談者の内訳としては、やはり本人からはなかなか相談しにくい、親族とか家族とか、そういう方からの相談がかなり多いようでございます。それを受け止めて、しっかりと支援する体制につなげたということでございます。本人からの相談は45%、親族からは25%ということでございます。

相談内容の内訳は、高齢化による様々な問題、また生活困窮、また医療・障がい・住宅等、住宅確保等の問題もあったそうでございますので、資料もお渡ししてるかと思っておりますのでしっかりと、そこら辺の例を見ながら取り組んでいただきたいなと思います。

そこで、別府市においては重層的支援体制整備事業にこれから取り組んでいかれるようでございますけれども、どのように考えていらっしゃるのか、取り組んでいかれるのか、答弁をお願いします。

- 市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕君） お答えします。

相談支援、地域づくり、参加支援の3つの事業を一体的に実施する重層的支援体制整備事業であります。その事業の開始に向けましては、同事業にて移行準備事業がございまして。別府市におきましては、来年度、令和5年度より移行準備事業として多機関協働推進事業への取組を予定しております。その中で、問題解決のための入り口となる相談体制を整えるため、市民福祉部に福祉の総合相談窓口を創設する予定です。世代や属性を問わず、福祉ニーズを丸ごと包括的に相談を受け止めることができるよう、行政サービスの対応力を高めていく所存でございます。

1つの部署、また関係機関のみでは対応が困難な複合的な問題解決に向けて、高齢者・障がい者・子ども・生活保護・困窮、福祉関係課を初め、住宅・教育等関係部署、及び地域包括支援センターや自立相談支援センター等の外部の関係機関との連携強化を図るための体制づくりに取り組んでまいります。

- 11番（穴井宏二君） ありがとうございます。この重層的整備事業ですね、本当に大変かもしれないけれども、しっかり取り組んでいただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

では続きまして、高齢化、一人暮らしの増加に伴う犬、猫の対策について質問をしたいと思っております。

高齢化、また一人暮らしになってなかなか、猫がいるけれどもこの先どうしたらいいだろうか、また病院によく入院したりとかして、なかなか面倒を見られない、そういうふうな声をいただきました上での質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、まず別府市が行っています、飼い主のいない猫の不妊去勢手術助成金事業というのがありますが、こ

れについての効果についてはどのように受け止めていらっしゃるでしょうか。

○生活環境課長（堀 英樹君） お答えいたします。

不妊去勢手術助成金事業の効果の検証といたしまして、ペットを除く猫の死骸処理件数の推移で類推できるものと考えております。その推移によりますと、この助成金事業を開始した平成27年度は999件であった件数が、年々と減少いたしまして、昨年度は658件まで減少をしております。

本市といたしましては、この推移から考察しますと、本助成金事業が一定の成果を上げているのではないかと捉えているところでございます。

○11番（穴井宏二君） それから、猫に関しまして、猫の活動グループの方がいらっしゃると思いますけれども、この活動グループの活動状況、これはどうなっているのか、またそのグループの方への助成金の交付状況、これについても答弁をお願いしたいと思います。

○生活環境課長（堀 英樹君） お答えいたします。

本市では、本年10月末現在121の猫活動グループが登録をされております。平成27年度当初36グループであったものが、8年目を迎え3倍近く増えております。登録いただいた猫活動グループは、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術の取組だけではなく、地域における猫が付近住民に迷惑かけないため、餌やトイレの管理などの活動を行っているところでございます。

また、助成金の交付状況でございますが、この事業が始まった平成27年度から令和3年度までの7年間で、オス283頭、メス603頭、計886頭に助成金を交付しております。事業予算といたしましては、平成27年度と28年度が150万円、29年度と30年度がそれぞれ175万円、令和元年度は210万円、令和2年度と3年度はそれぞれ310万円を計上しているところでございます。毎年度、予算額をほぼ余すことなく執行している状況でございます。

○11番（穴井宏二君） 今、課長答弁いただきましたとおり予算額は余らない、というか足りない状況であるというふうにお聞きをしております。非常に、不妊・去勢手術をしたいというグループの方いらっしゃっても、なかなか予算がないのもうできないという、そういうふうなお声もありますので、ぜひともそういうお声にしっかり応えていただきたいなと思いますし、意見交換会も年1回実施されてるというふう聞いておりますので、そういうふうな意見交換の場においても、様々御協議をお願いしたいと思います。

そこで、その猫活動グループの連絡会におきまして、その猫活動グループからの皆様から主な要望ですね、これはどのような要望があるのか、具体的にちょっと述べていただきたいと思います。

○生活環境課長（堀 英樹君） お答えいたします。

猫活動グループからの御要望といたしましては、不妊去勢手術助成金事業の予算をもっと増やしてほしい、あるいは保護した猫の里親探しをしている間の餌代などを支援してほしい、また登録の手続を簡略化できないかなどの御要望をお寄せいただいているところでございます。

○11番（穴井宏二君） この猫活動グループを、やはり作りたいというふうに思ってもなかなかそのその作り方というのがよく分からない、また市のほうに電話してもなかなかやり方がうまく伝わってこないという、そういうふうなお声も聞いたことがあります。ぜひとも、そういうふうなグループの作り方、またメンバーの見つけ方についてもぜひ親切に対応をお願いしたいなと思います。

また、以前も申し上げたことがございますけれども、グループでなくても市民の方から直接不妊・去勢手術ができるようなシステムづくりも作っていただければありがたいなとい

うお声もありますので、よろしくお願ひいたします。

最後に、この犬猫、特に猫の問題がある中で、社会的に孤立していたりとか、精神的な問題があつて多頭飼育をしていると、そういうふうな問題もありまして、近隣の住民の方とも若干のトラブルがあつたりしてるところもございます。特に生活に困窮しておられる方、また単身の高齢者の方など、そういうふうな一つの傾向があるというふうな、環境大臣からの話もあつたこともありますけれども、そのような状況の中の方に対する対応としまして、福祉分野との連携がやはり必要になってくると、これから重要になってくると思ひますけれども、その福祉分野との連携につきましてはどのように考えていらっしゃるのか、これからやっていくのか、答弁をお願ひしたいと思ひます。

○市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕君） お答えします。

超高齢社会の現代におきまして、高齢者のペットに関しての問題が日本各地で顕在化しつつある中であります。高齢者だけでなく、一人暮らしの方や、貧困を抱えている世帯にも関係性が出てくると想定されるため、他の都市で行っていますが、一時預かりのサポーター制度の、そういった事例もございます。そういった事例も踏まえ、市民福祉部の中でも連携して取り組めるよう研究をしてみたいと思ひます。

○11番（穴井宏二君） 今、部長おっしゃっていただいた一時預かりのサポーター制度、これは近くでは福岡県の高賀市がやっているようでございます。私も行ってはいませんけれども、ホームページで見させていただきましたが、非常にいいやり方しているなというように思ひました。ぜひともこういう点も研究をして、進めていっていただきたいなと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

では、最後の消費者教育について、金融リテラシーの向上と金融教育について質問したいと思ひます。

成年年齢が18歳に引き下げられました。このような社会状況の中で、今まで以上に若い方が詐欺などの被害に遭うこと、またケースによっては思わぬ加害者になることも予想されます。

そういう状況の中で、小中学校、特に中学校の早い段階から金融教育を行つて、消費者被害の実例や消費者保護の仕組み、契約についての適切な判断力や行動力を身につけられるように、ファイナンシャルプランナーなどの方との協力も得ながら取り組んでいかねばならないなと個人的には思っておりますけれども、このような中で別府市教育委員会として、児童生徒の、高校生も含めまして、激動の社会を生き抜く力をどのように捉えていらっしゃるのか、伺いたいと思ひます。

○学校教育課参事（利光聡典君） お答えいたします。

別府市教育大綱では、自分らしくしなやかに生きる自立した人、互いを尊重し、ふるさと別府を愛する人を基本理念、目指す人間像として掲げています。これまで経験したことのない社会環境や生活様式に変わろうとしている中、自分らしく生きていくためには時代の変化に柔軟に対応することのできるしなやかさと、失敗を恐れない発想力と創造性を兼ね備えることが必要であると捉えているところでございます。

また、多様な人々がともに生きる多様な社会を形成する別府市におきましては、違いやそれぞれが持っている能力を認め合い、互いに尊重することが大切であると捉えているところでございます。

○11番（穴井宏二君） 今、御答弁いただきました生き抜く力、社会を生き抜く力、これを育むためにも、金融教育の充実が必要であると考えております。金融リテラシーの向上について、別府市教育委員会としての考えをお伺ひしたいと思ひます。

○学校教育課参事（利光聡典君） お答えいたします。

これまで、各教科等において実施してきました内容に加え、質の高い金融教育の提供を

通じて、金融経済に正しい知識を有し、経済的に自立した生活を主体的に手に入れる素地を養うことが必要であると捉えているところでございます。

特に、将来的な資産形成の必要性を意識できるように、お金を稼ぐ力、お金をためる力、お金を増やす力、その重要性やその方法、メリット・デメリット等をバランスよく理解させたいと考えています。

- 11番（穴井宏二君） 近年、SNSを通じまして投資詐欺の被害者になる若者が増えているようでございます。SNSには多くのメッセージが来て、副業で投資活動や、副業で収入アップなど、違法すれすれのグレーな広告が出てきておりまして、またダイレクトメッセージ機能を使って勧誘されて、思わず見て開いて、大人も投資詐欺に遭う、巻き込まれるなどのケースも出てきております。

そういう中で、別府市教育委員会が金融教育を行ったと、先般ニュースに出ておりましたけれども、非常に高く評価をしたいと思っておりますけれども、その金融教育の具体的な取組、これはどうなっていますでしょうか。

- 学校教育課参事（利光聡典君） お答えいたします。

本年度、緑丘小学校と青山中学校をモデル校に指定し、委託事業者によるワークショップを実施した後、事業者、モデル校と協力して教材開発を行い、モデル校教員による児童生徒への金融教育授業を実施いたしました。現在、児童生徒及び教員からのフィードバックを受け、教材の改善を行っているところでございます。

授業を終えた児童生徒からは、自分なりのルールを作りお金の使い方を気をつけたい、貯蓄と投資のどちらも大切だと思ったが、投資にはリスクがあるためよく考えることが必要、等の感想が寄せられています。

来年度は開発した教材を用いて、全ての別府市立小中学校において、各学校の教員による金融教育授業を実施する予定でございます。

- 11番（穴井宏二君） ありがとうございます。冒頭にも申し上げましたけれども、選挙年齢の引下げに続きまして、本年度から成年年齢が18歳に引き下げられました。18歳から保護者の同意なしで個人としての様々な契約ができるようになりました。この契約の重要性や、また消費者としての権利と責任、また世界経済のグローバル化との関わり方などについて、早い段階から知っておくことが大事であると思っております。そのためにも、学校だけではなくて各家庭、保護者とのしっかりした連携、協力を求めて、子どもたちを犯罪から守るためにも、粘り強く何回でもしっかりと今後とも取り組んでいただきたいなということを要望いたしまして、一般質問を終わります。

- 議長（市原隆生君） お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は12日定刻から一般質問を続行いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市原隆生君） 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は12日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時40分 散会